

する方針に基づき、昨年七月一日以降は、外資に関する法律上は届け出のみで足りる場合にも、非居住者につきましては、外国為替及び外国貿易管理法の許可を要することいたしております。したのを、法律改正の機会に、外資投資家による株式または持ち分の取得は、すべて外資に関する法律の認可を受けなければならぬいたてますとするよう整理をしたものであります。

・その第三は、契約期間または対価の支払い期間が一年をこえる技術援助契約の締結並びに受益証券、社債及び貸し付け金債権の取得に關する規制の一元化であります。

従来、これらの大資につきましては、その対価、果実または元本の回収金の対外送金を希望する場合にのみ外資に関する法律の認可を要することとし、それ以外の場合は外国為替及び外國貿易管理法の規制を受けることとしておりましたが、適用法律を一にして制度を簡素化するため、今後は、送金希望の有無にかかわらず外資に関する法律の認可を要することとするよう改正しようとするものであります。

その第四は、外國為替公認銀行への事務の一部委任であります。

これは、従来、主務大臣の事務の一部を日本銀行に委任し得ることとなつておりますので、國際経済取引の自由化を促進し、外資導入関係事務処理の円滑化をはかるため、さらに外國為替公認銀行にも委任し得るよう改正しようとするものであります。

以上、外國為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げた次第であります。何

○山中委員長　國立学校特別会計法案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案及び自動車検査登録特別会計法案の各案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。日野吉夫君。

○日野委員　質疑に入る前に出席政府委員を一応報告してください。

○山中委員長　出席の政府委員は、田中大藏大臣、纏綱大藏政務次官、大藏省相澤法規課長、中尾主計局次長、以上が大藏省です。農林省は齋藤食糧府長官並びに同食糧府斎藤主計課長、同亀田經理部長、斎藤吉岡参事官。なおしばらくしたら丹羽農林政務次官もこちらに参る途中です。農林大臣は參議院の本会議の日暉問題が終わりましたらこちらに参ります。

○日野委員　食糧会計の一部改正に関する法律案についてお伺いしたいと思うのですが、提案理由の説明にもありましたように、非常にこれは軽く考えられておるのであります。従来もそうやっていましたし、そこに一本の食糧会計という柱を立てるだけだからときわめて簡単に取り扱われている。しかしこの背景というものが、非常にいまの八条国移行後の日本の経済に大きい影響を持つ、こういうことなんでありますし、きのうの農林委員会等でも三党共同でこれに対する決議がなされたよ

三つの内容があるわけであります。大体三十六億の損失の補てん、もう一つは六十億の予備金の支出、なかなか濃厚飼料を中心としてふすまの値上げその他、値上げがこの基礎になつておるということですね。ここに大きい反響があるので、そう簡単な問題ではありませんかうと思うのであります。これを大蔵省が提案される前に、農林省としばしば折衝が行なわれてこういう提案になつた、こう思うのでありますが、大臣も見えておられますから、農林省との折衝の経過でも、一応こういう提案になるまでの、そしてこの三つの要素、三十六億の損失補てん、六十億の予備金支出、それにさらにいま問題を生じておる飼料価格の値上げの問題をどう検討されてまいつたか、この経過をちょっと伺つておきたいと思うのです。

臣言われたたよに、ピーターソン方式による一つの算出、これは從来ともやっていた方針だと言われるけれども、このことがだいぶ問題になりまして、ピーターソン方式というのは非常に理解しにくい。農協等の役員等でも、この方針に対しては非常に疑問を持っています。ひとつ参考のためにわかりやすくこの方針というものを説明してみてもらいたい。

たとえば從来生産者米価を決定する場合、パリティ方式というのを使っていたが、これは終始わからないので、生産費・所得補償方式に変えられたのだが、パリティ方式は生産者米価を安くするための方針、ピーターソン方式は飼料価格をつり上げる、高くするための方針だと受け取られている。それでこれを私は農林省から説明を聞いたから、ひとつ大蔵省のだれか、わかりやすく説明するようないいあれをちょっと聞きたいと思いますが、どうですか。

○田中國務大臣 大蔵省と農林省が十分合意を見ておるわけでござりますが、しかし大蔵省はあまりこまかいことは、農林専門なことは農林省の言うことを信じておるわけでございます。建設省の言うことは建設省の言うことを信じておる。そういうわけで、この問題に対しては専門的な所管官庁である農林省の申し上げる以外に私どものほうでつけ加えて申し上げることはなあわけでございます。農林省の御発言で御了承願いたいと思います。

○日野委員 それでは農林省のほうから……。

○吉岡説明員 ふすま価格の算定のしかたについて、簡単に御説明い

たします。これは飼料需給安定法によりまして、一応政府が輸入し、管理し、売り渡す飼料の価格のきめ方でございますが、実は飼料需給安定法と申しますのは、政府が輸入飼料を管理、売り渡すことによりまして、飼料全体の価格と需給の安定をはかる、そういうのがたてまえでございます。そういう意味におきまして、その価格といふものは、他の一般飼料の価格といふものと均衡のとれた価格であるということが必要である、そういうように考えておるわけでございます。

その趣旨いたしますところは、飼料需給安定法は、輸入飼料というものの売り渡しという量的な操作を通じまして、価格の安定をはかるというのが目的でございますが、もしこの場合、政府が売り渡す価格というものが、一般的飼料価格に比べまして割り安である、そういうような場合には、政府の売る飼料に需要が殺到したわけでござります。しかも政府の売り渡す飼料といふものは、一つの限界を置いてやつておるわけでございますが、その政府の飼料に需要が殺到するといふことも、かえつて需給が混乱するということになりますし、また反面、政府の売り渡す価格といふものが割り高である、そういうような場合には、これにはなかなかうまいぐあいに売れない。かえつて需給の安定がそれによって乱される。そういうような観点に立ちまして、他の一般のえさの価格と均衡のとれた価格が望ましい、そういうよう考へておるわけでございます。そういう趣旨に基づきまして、ふすまにおきましては、大豆かすのたん白質と、

それからでん粉におきましては、トウモロコシのでん粉と比較いたしまして、同じような飼料の成分は同じ価格を持つ、そういう前提に立ちまして、一応昭和三十七年の十月から三十八年の九月までの一年間の価格を平均いたしまして——実はこの期間をとりました趣旨は、昨年秋ソ連の大麦の買い付けに基づきまして、えさは原料並びにフレートが相当値上がりをしたわけでござりますが、その影響以前の価格を一應とりまして、そういうノルマルなときにおきます価格と均衡のとれた価格、そういう意味で計算いたしまして、一應輸入のふすま価格の売り渡し価格というものを決定したわけでございます。

○日野委員 いま説明を聞いたのです。が、委員諸君、この説明ですぐなるほどということにはいかぬと思うのですよ。これは農協の諸君なども、どうもこの方式というものは納得いかない、こう言つておるわけです。終戦直後からずっと使われたパリティ方式といいうのは、廃止になる最後まで、みんなあの方式を何で使うのか、何が合理的かということはわからなかつたわけですね。それと同じように、依然としてこれは飼料の値上げをするために都合のいい方式だとしか考えてないようですが、問題はこの方式を使って計算した数字がここにあげられているように、ふすまにおいて幾らそれ上がった。これを集計して輸入数量を計算すると、三十六億の一般会計負担になるというのがこの案の中心で、ここが大きな問題になるのであります。その値上げを決定して六十億の予備金をここにとつてある。この予備金は一

体何に使うつもりでとつてあるのか、ひとつこの点を伺いたい。
○吉岡説明員 実は三十九年度の政府の食糧管理特別会計の中に入れます。昭和三十七年の十月から三十八年の九月までの一年間の価格を平均いたしまして——実はこの期間をとりました趣旨は、昨年秋ソ連の大麦の買い付けに基づきまして、えさは原料並びにフレートが相当値上がりをしたわけでござりますが、その影響以前の価格を一應とりまして、そういうノルマルなときにおきます価格と均衡のとれた価格、そういう意味で計算いたしまして、一應輸入のふすま価格の売り渡し価格というものを決定したわけでございます。

○日野委員 いま説明を聞いたのです。が、委員諸君、この説明ですぐなるほどということにはいかぬと思うのですよ。これは農協の諸君なども、どうもこの方式というものは納得いかない、こう言つておるわけです。終戦直後からずっと使われたパリティ方式といいうのは、廃止になる最後まで、みんなあの方式を何で使うのか、何が合理的かということはわからなかつたわけですね。それと同じように、依然としてこれは飼料の値上げをするために都合のいい方式だとしか考えてないようですが、問題はこの方式を使って計算した数字がここにあげられているように、ふすまにおいて幾らそれ上がった。これを集計して輸入数量を計算すると、三十六億の一般会計負担になるというのがこの案の中心で、ここが大きな問題になるのであります。その値上げを決定して六十億の予備金をここにとつてある。この予備金は一

年間でござりますからいろいろなものを輸入しなければならないという事が起きてくる可能性は十分あるわけですが、それが四百三十億、売り渡しが四百億、別に六十億の予備金をとつてございますが、これは当初予定されないような原料高とか、予定をしないようなもの、たとえばトウモロコシとかコウリヤンとか、そういうものを買うといふようなことがあります。そこで、その予備金を使うというわけでございまして、政府に対して支出権限を与えておるといいますか、そういう意味において、政府に對して支給計画を予定していな

○吉岡説明員 お答えいたしますと、実はその予備金と申しますのは、先ほどのたとえばトウモロコシとかコウリヤンとか、そういうものを買うといふ場合に使う、そういう予定でございまして、これはその原価にかかわらず安く売る。程度の問題もございませんが、それで足らなかつた場合といいますか、たとえば海外の輸入飼料の価格が騰貴するとか、当初予定しないようなものを買おう場合に支出するとか、そういうようなことで組んでおるわけでございまして、三十六億という赤字とは直接関係がないわけでござります。この九億の渡しの三十六億の損失を、もし現状の価格で売り渡したとしたら、これにどのくらいの不足が出ると計算しておられますか。

○鶴田説明員 お答えいたします。ふすま価格を現状どおりもし上げなかつたとすれば、約九億の差が出てまいります。

○日野委員 九億の差だと言うのだが、これは大蔵省の大きな台所から見ればさして大きい金でもないと思うのですが、飼料需給安定法の五条には、原価のいかんにかかわらず、これは非常に重大な問題でござります。特に飼料が不足をしておるというような面も考えられますし、年間ににおいて、規定してあるのですね。わずかに九億

の負担をするために値上げをする必要になつておりますが、実はそういうたまに基づきまして三十六億の赤字を組んでおるわけでござります。その内訳を申し上げますと、ふすまで約十億、小麦で十四億、大麦で十一億の赤字を組んでおるわけでござりますが、その点でございます。そういう意味で、ふすま、小麦、その他コウリヤンの話がございましたが、そういうものもあわせて、必要な場合、これを取りくずすということを考ておるわけでござります。

○吉岡説明員 お答えいたしますと、

私はその予備金と申しますのは、先ほど私が申し上げましたように、一應四百三十億の買い入れということを予定しているわけでございますが、それで足らなかつた場合といいますか、たとえば海外の輸入飼料の価格が騰貴するとか、当初予定しないようなものを買おう場合に支出するとか、そういうようなことで組んでおるわけでございまして、三十六億という赤字とは直接関係がないわけでござります。この九億の渡しの三十六億の損失を、もし現状の価格で売り渡したとしたら、これにどのくらいの不足が出ると計算しておられますか。

○鶴田説明員 お答えいたします。ふすま価格を現状どおりもし上げなかつたとすれば、約九億の差が出てまいります。

○日野委員 九億の差だと言うのだが、これは大蔵省の大きな台所から見ればさして大きい金でもないと思うのですが、飼料需給安定法の五条には、原価のいかんにかかわらず、これは非常に重大な問題でござります。特に飼料が不足をしておるというような面も考えられますし、年間ににおいて、規定してあるのですね。わずかに九億

○日野委員 大蔵大臣、いま説明のよな場合に使う、そういう予定でございまして、一般会計からの繰り入れと相応いたします。赤字というものは直接費とか輸送費がかさむ、こういうような関係はないわけでござります。

○日野委員 そうすると、いまの売り渡しの三十六億の損失を、もし現状の価格で売り渡したとしたら、これにどのくらいの不足が出ると計算しておられますか。

○鶴田説明員 お答えいたしました。ふすま価格を現状どおりもし上げなかつたとすれば、約九億の差が出てまいります。

○日野委員 九億の差だと言うのだが、これは大蔵省の大きな台所から見ればさして大きい金でもないと思うのですが、飼料需給安定法の五条には、

実際にどういうように対処するか、こいつの問題につきましては、私たちといたしましても、去る二月二十九日に飼料需給安定審議会におきまして決議いたしました。飼料需給安定法の趣旨にもござりますので、慎重に市況の動向を見ながらやつていただきたいと思つておるわけでござります。

それからもう一つ、蛇足までに申し上げますと、飼料需給安定法というの規定してあるのですね。わずかに九億

現在、飼料というのは畜物の生産費の中でも一番大きなウエートを占めていますが、牛乳に例をとつてみますと、大体三十六年、七年、五六%、それから鷄卵で見ますと、六〇%ないし六五%というようなウエートを占めています。そういう意味におきましてえさの価格をどのように安定させかと、いう問題は、将来の畜産の振興を考えた場合、一番大きな問題であらうかと

考えておるわけでござります。

そこで、今回のえさの値上がりといふものをどういうよう見るかという点でござりますが、現在輸入飼料の中で一番大きなウエートを占めておりますのは、トウモロコシとマイコでございます。これは三十九年度におきまして、全体の輸入量五百四十万トンくらい見込んでおりますが、そのうちで三百六十万トンくらいに見込んでおるわけでございます。ただこれは民間の自動承認制、いわゆるAA制、そういう品目になつておりますので、直接政府が管理しておるわけでございません。トウモロコシにつきましては、昨年の秋、ソ連の買い付け時には非常に値上がりいたしまして、一時は十六%といいますような値上がりにもなつたわけでございますが、現在は一応市況は落ち着いておるのではないかと考えておるわけでございます。

一時原料価格としましては相当値上がりをしたわけですが、それがあまりに国内において配分飼料となつて相当部分が消費されるわけでござりますが、配合飼料の値上がりといふものは原料の値上がりほどにはなつてないのではないか、そういうような見方をしておるわけでございます。したがいまして、もちろん先ほど言いましたように、えさの価格といふものは、これは畜産の発展の上に非常に大きな意義がござります。安ければ確かにほど大きなウエートであるということながら、数量的に見まして、そしてまた途中の配合メーカーのところにおいても相当吸収されておりますし、それではないのではないか、そういうふうに考えておるわけでございます。

うことがたてまえでなければならぬのに、いまほんのわずかのえさの値上げをやることによって、せっかく畜産業が興がその緒についたばかりでこれをまたきこわしている一つの政策の矛盾がないことを出でていて。この間の大蔵委員会でバナナの輸入がリンクを圧迫するところに、ここで修正したことがありましたが、畜産の面でもいいますから自由化をやつて、農産物を自由化すればならぬのに、九三〇までどんどんんじ自由化して、せっかく農業改善事業を始めたやつている間に、海外の市場では政府が大きな看板にしていながら、片端からこわしているという一つの姿が出てきているわけでしょ。畜産の場合はもそうです。そうして国内でもたまたやつて、海外の市場では、チキン戦争が始まっている。チキン戦争は、Aとのいろいろの関係、E E Cでアメリカがチキン戦争で負けで締め出された、その製品がいま日本の市場に殺してあるという姿じやありませんか。現に去年の九月、アメリカのチキンショウを行なわれて、ブロイラーの人が日本に去年一年間で、過去の実績十倍ぐらい入っているでしょ。五トンくらいになるのじゃないですか。こういうことになつて、これがいまブロイラーの問題ですが、農省の通関統計から見た実績ですが、こういうことになつてまいりますと、これは日本にせつからく發展しかけた養鶏とうものはめちゃくちやになるじゃありませんか。こういう一つの姿が出てる。これに対する対抗策を農林省はう考えておるか伺いたい。

それから先ほどの通関統計のつい

に、この三年間の鶏肉——この問題に定率法でもちょっとここに出てまいりましたが、鶏肉の通関統計もちょっと調べておいてください。何かこういうものに対する対抗手段を考えているですか。

○山中委員長 先ほどの通関統計について、相澤法規課長。

○相澤政府委員 トウモロコシとマロコシは、三十五年、百四十六万五千トン、八千七百三十七万五千ドル三十六年、百八十四万七千トン、一千八百万一千ドル、三十七年、二百二十九万トン、一億三千二十四万一千ル。マイロ、三十五年、五万七千、三百三万三千ドル、三十六年、九万五千トン、一千五万五千ドル、十七年、四十二万二千トン、二千百十四万八千ドル、以上でございます。

○日野委員 これは会計年度ですか。

○相澤政府委員 はい。

○吉岡説明員 ブロイラーについて上げますと、先ほどお話をございましたように、確かに三十八年——これは毎年でございますが、三十八年の月から十二月までの輸入は三千トン足らずだったと思いますが、それに比べて十倍以上の伸びを示しております。この原因を考えてみますと、三十七年の輸入量約三千トン足らずだったと思いますが、その年夏以降の豚肉が非常に値上がりをたとしたことと、それと食肉の市場というものが非常に旺盛である、そういうものとも関連をして輸入がふえたのであります。一月以降の輸入状況について見ましても、一、二月とも

のとも関連いたしまして、日本のプロイラー産業というものは急速に伸びていくのではないか、そういうふうに私たちも考えております。

○日野委員 プロイラーの話になつたのですが、この間関税定率法の場合に審議をしていましたが、二〇%の値上げは決定されたのだが、いまの生産費計算では、生産価格でフレートも問題になりますし、関税の障壁もあるけれども、それでもアメリカのプロイラーの内には対抗できないのではないか。ただ向こうは冷凍で来るし、こつちは今まで売るから、食味の関係でこっちのほうは同じ価格ならないということにはなりましようけれども、こういうことではとてもえさの効率等を考えて対抗できない、もうすでに大手では第一冷藏、日本、大西洋等は大量のプロイラーをやっておるけれども、日本の生産組織ではいまの価格では、フレートと関税で障壁をつくって、とても対抗できないという姿が出ている。同時に日本の養鶏というものは戦後からずいぶん発展していて、一時は香港等であります。これは全般的が中心でやつて、もうだめになつていて。プロイラーも市場の争奪戦でアメリカに負け返されて、これもだめになつているのです。これは金賃が中心でやつて、もうだめになつていて。プロイラーも市場の争奪戦でアメリカに負けが迫つていてゐるのです。アメリカでは日本市場といふものは非常に有望な市場だといつてゐる。アメリカでは一人当たり一年に十八羽を食うというのだが、日本では平均一羽ですか、それぐらいし

えさの効率が悪い、ブロイラーに適した種類がまだ出ていないと言っているけれども、アメリカなどではここ三年ぐらいの間に十倍ぐらいの生産にして、それとも、アメリカなどではここ三年ぐらいの間に十倍ぐらいの生産にして、種類の改良のためににはしばらくの経費を使ってやっているのに、日本の畜産奨励は、農林省のこの政策を見まして、も、予算的にもまことに貧弱な予算しかとってない。大蔵省もこの予算査定の場合厳格に過ぎるんじゃないかとぼくは思う。これはあと問題にいたしますが、いろいろの立ちおくれで、ね、いまチキン戦争、雌鶏戦争ともいわれているこういう攻勢に対して、対抗する力がもうない。そのときにえさの値上げをして、さらにこれを圧迫するというような策は、私は当を得たものではないと考えるので、農林大臣がいれば農林大臣に明確な、ひとつ腹をきめてかかるてほしいと思うのであります。

れ、特にまたフスマの問題について、第七条について、今後政府としてはこれを適用する意思があるかどうかといふお尋ねでござりますが、なるほどと領料は非常に重要であり、政府としても慎重に取り扱つております。しかし、昭和在の段階、特に私も養鶏、酪農には非常に深く入り込んでおりますが、その立場から考えましても、現在のところこれを適用するところまでいつておりません。しかしどうしても回さなくちやならない、こういう状態が起きてきたときには、これは大臣として適用していくかなくちやならぬじゃないか、現在の段階におきましては、そうした考え方を持っておりません。なお、今後の推移によって考えてまいりたいと思つております。

の節約にもなるんですよ。きのうあさりの閣僚懇談会で国際収支を改善しようとという相談をしているが、これは国際収支に大きく響くのです。こういふ場合に、大蔵大臣は思い切った国際取扱 支改善、外貨節約、そして開放経済の実現力をつけてやるために予算をあてることを私は要望する。もうアメリカ力なことなどの一公社が年間に四億から五億ドルの金を使って品質改良やいろいろな計画をしていくとき、日本の農林省の予算がこんなものでやっていたのではなくて、うてい対抗できない。そしていまえで庄迫され、製品で市場を荒らされ、これは全く立つ瀬がなくなると思うので、こういう事態をひとつとらえて、農林省と大蔵省は十分な協議を遂げて、こんなしみつたれ予算じゃとても日本のお産の振興などということはえたものじゃないので、こういう点をひとつ配慮していただきたいという文章をつけておきますが、大蔵大臣、こういう事態に対するあなたの気持ちをちょっとここで――これはやがて追い込まれますよ。三党一致の決議ですから、そういう場合の腹がまえをひとつ承って君の質問を終わっておきます。

融通資金ワクも三十億から四十億、あこんなことでは小さいのだ、こううことでございますが、だんだんとやしていく、こういうことでござります。
それからいまの値上げの問題でございますが、これは三党の農林委員会決議をされたことをいまいただきまして私も読みました。読みましたが、政当局として申し上げると、こういふことも十分検討してやっておるわけござりますから、財政当局の側もひとつ御理解になつていただいて、うまこういう政策を推進するようにしていただきたい。
いま御承知のとおり三十二年を二〇〇としてずっと計算してみると、飼料の値段は九八八であります。それから豚肉は一七〇、牛肉は一三八、鶏卵一一七、なま乳は一二八、それから畜物の総合でもって一二九、そういう意味で政府施策を行なつておるにこだんだんと飼料の値段は下がつておます。同時に、他のそれによつて生されるものの値は上がつておる、このことまでござります。ですからこなことにこだわつてこれでいいのだ、いうわけではございませんが、いずれにしても大蔵省も相当協力しており、すからこういう状態になつておる、いうことはひとつ御理解いただきたいと思います。
それから、いまの値上げの問題、確かにわかります。一生懸命やらなければならぬときに、金額的に幾ら小ささても値上げするのはおかしいじゃないかということもわかりますが、先ほどの申し上げたように、ピーターソン方程式もって計算をしておりますのと、

（参考文献）
1. 中国科学院植物研究所编，《中国植物志》第1-2卷，科学出版社，1972年。

が、あなたがそう言ふから言うのですが、旧会計法の三十九条の規定、これが財政法十三条一項の規定に変わったところ見ますと、意義が違ひがあるのです。一方は「須要二因り」必要があるが、いつでも置けるという書き方だったのです。ところが新財政法十三条二項はその要件をしぼつておるのですよ。しかも先ほど来私が述べておりますように、財政法の二条とか十四条とかあるいは会計法の二条、これは明らかに総括經理主義、予算一括主義といふものをとつておるわけなんですよ。したがいまして、あくまでもできるだけ一般会計でやるべきであって、特別なとき、こういうことに限つて特別会計を置くのだと解釈すべきである。したがつて特別会計はなるべく置かないようにするのがいい、そういう上に立つておるのである。それは大蔵大臣の考え方といいますか、解釈は間違っています。

おるわけであります。一般会計に当然入つて
らはすして特別会計にしたほうがいい
ということになれば、この準拠法が
ちゃんとあるのですから、これは何ら
問題ではない。だから、食管特別会計
とか、たくさん特別会計はできたわけ
であります。それはみな理由があつて
できたわけであります。ですから、一
般会計の中で全部やれるものであるな
らば、それは何も問題はないわけであ
りますが、一般会計でもつてやるより
も特別会計にやつたほうがより国民の
ためになるという、必要があるからこ
そ、この条文を置いたのであります
て、一般会計が主であつて、特別会計
といふものは絶対につくってはならな
い、できるだけつくらないのだ、そう
いうふうに断定をするわけにはいかな
い。左の要件に適合し、国民のために
なる場合は、法律要件を備えておれ
ば、特別会計をつくることは、一般会
計の中に置くと法律的には同じ状態で
ある、このように解すべきであると思
います。

せんですよ。それはあなたは勘はいい。しかし法律はあまり知らぬ。つまりぬところで意地を張らぬほうがいいですよ。この法文を見て、並列だとか、何ほつくってもいいというような考え方を持つてもらつては困ります。あなたは、経済のことだと大蔵大臣としては優等生かもしだれぬ。しかし法律の解釈はここでかぶとを脱ぎなさい。脱がなければ、あなたは恥をかきますよ。

○田中國務大臣 もう少しわかるように御質問をしていただけませんか。あなたがいま質問をされてるのは法律論で、もって御質問をいただいておりますから、法律的にお答えをしているだけであります。あなたが言われようとするのは、第一段、前段に私から、あなたの御意見のとおりでござります、できるだけ一般会計でもつてやつて、やむを得ないものに限るべきでありますと、こういうことを前提として御質問しておられるようでございますが、法律上十三条において、一般会計と特別会計がいずれが優先するかという議論は、この規定からは出てまいりません。これは絶対出てまいりません。一般会計及び特別会計とする、その前段の法則を見ますと、その第一章財政総則において財政法の趣旨として、「国の予算その他財政の基本に関するは、優劣はつけられますが、法律論とし

優劣をつけるということはできないわけであります。これは法律上優劣をつける場合には、当然一般会計をもつてやるを原則とする、ただし左に該当する場合は特別会計を充てることがであります。明らかにこういう法律条文は区分をしているわけですが、財政法には通してそういう規定はございません。いま飼料需給安定法の問題が出来ましたが、その中に条文がずっとあります。同時に末尾にもう一条あります。前段の条文と後段の条文と優劣をつけるということは法律論としてはないわけであります。

○田中國務大臣 戰前の場合は確かにあなたがいま言うように一般会計優先で規定しておりますが、戦後はそのような状態よりも、より一般会計及び特別会計をもつてやるというほうが時代に即応するという新しい観点を立って、新しい時代の要請に従つて新財政法はつくられたわけでございますから、旧憲法時代のいわゆる天皇主権當時のものよりも、主権在民になつて、こういうふうがより国民にわかりやすいということで、ここでこういう規定になつたわけですから、新財政法の規定に準拠してやるべきだという考え方でござります。また前段の、一般会計を中心にして特別会計はなるべくつくるないほうがいいのだと、いう議論はどうしても生まれてこないのであります。これはかつてにやつてゐるわけではないのです。国民のために、よりこのほうが財政経理のためにいいという状態のときに特別会計をつくるわけであります。今まで特別会計はたくさんつくっておりますが、これはみな一般会計の中に置くよりも、そのほうがよりいいという考え方の場合は、つくつておるわけであります。法律要件に適合した特別会計をつくることは——私は狹義に解釈をしてできるだけ一般会計の中に置くべきだという考え方にはどうしても納得できないのであります。

で、あるいはは的をはずしたことをお答え申し上げるかもしれませんので、その際はあらためて御質疑いただいてお答え申し上げたいと思います。

まず旧会計法と新財政法との関係でございますが、田中委員の御質疑の中では、旧会計法においては特別会計の設置は財政法よりも容易にできるような規定であったのにもかかわらず、財政法の十三条においては一定の場合を限つておるのでないかという御趣旨でございます。まさに新財政法の十三条二項はこの特別会計を設置すべき場合を限定していることはお説のとおりでございます。しかしながら、旧会計法におきましては本来一般会計を原則にいたしまして、その附則におきまして先ほど来お話をございました第三十九条において「特別ノ須要ニ因リ本法ニ準レシ難キモノアルトキハ」という要件を規定しております。この場合「特別ノ須要」という非常にむずかしい字を使つておりますが、そのような非常に重要な要求があるという場合に、本法によりがたいような場合に限つて認めるのだという趣旨は、旧会計法においても読み取れるわけでございます。

これに反して財政法におきましては、第十三条におきまして頭から「國の会計を分つて一般会計及び特別会計とする。」ということを第一項にうたいまして、旧会計法におきましては、きわめて例外的な場合として附則で規定いたしました特別会計を、本則で一般会計のほかに特別会計があるということを明らかにいたしまして、その第二項に

おきまして、先ほど来お説のございまして三つの場合をあげて、この場合には限っては特別会計を設置することがであります。したがいまして、この片方の見方をいたしますと、非常に限定された三つの場合に限って置かれるという意味では限定的でございますが、また半面から申しますならば、そのような三つの要件のいづれかに該当する場合には特別会計により得るのだということを、いわば本則をもって明らかにしたという意味では、財政法のほうが旧会計法よりもその点は一歩進んでいると申しますか、あるいはどう申しますかわかりませんが、三つの要件に該当する場合には特別会計は置けるということを明らかにしているわけでございます。大臣の御答弁はその点を強調なさつたものと私は了解しております。大体法制局といつしましてはそのように考えまして、今回の特別会計の設置も、この第十三条第二項の三つの場合のいわば第三の場合に該当するということで、財政法の趣旨にも十分合致していると思つて、かような立案をいたした次第であります。

りでございましたが、ことばが足りませんが、第三条の第二項におきまして、國が特定の事業を行なう場合が第一、それから特定の資金を保有してその運用を行なう場合が第二、その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入、歳出と区分して、辦理する必要がある場合、この三つのいずれかの要件に当たります場合には特別会計を設置することができるということを財政法は認めております。そのためでございますので、法律上の上からいたしますならば、いずれが原則であります。これが例外であるということはございません、こう思っております。

では、先ほど來のお答えを繰り返す。うになりますけれども、おのの三の要件が備わる場合には……(田中(武)委員「財政法は統一財政主義にとつては、必ずしも徹していない、特別な場合は特別会計をもつて経理することが最もは考へておるのであります、私どもは单一会計主義の原則に徹しておることはないと思います。

法、財政法がきたのでありますから、そういうことは言い得ると思いますが、純法律論から言いまして、現行法の規定で特別会計と一般会計のいずれが優先するかという議論は、法律解釈としては出てこない、こう思います。これはだんだん世の中が複雑になつてまいりますと、一般会計が中心であるという気持は、あなたが言わなくとも今まで長いことそうであつたのです。が、しかし新しい事態に対処して法律を改正していくますと、一般会計及び特別会計をもつてやる。もう一つまた別の法律が出てくるかもわかりません。実際の状況に対応していくいろいろの改正が行われるのでありますから、百年一日のような考え方、いわゆる旧財政法、会計法の考え方が新しい財政法にも貫いておるという考え方で法律上の解釈論というものを考えるわけにはいかないのであって、少なくとも一般会計及び——及びがついているのだから、一般会計が主であつて特別会計はつくってはならぬ、こういう議論にはならないのであります。本則に「一般会計及び特別会計をもつてする」——国會議員と衆議院議員及び参議院議員をもつてすると同じことであります。だから、純法律論としてこれに差をつけるということは、私はどうしてもできません。

○田中(武)委員 この点についてはまたあらためて専門の人の意見も聞く、こういうふうにいたしたいと思いますが、あなたは、いま法律論ではないが常に特別会計はつくらないほうがいい、このことについてはお認めになるので

すね。

○田中國務大臣　まあ、みだりにとい
うよりも、法律要件をえてつくつたり、また、法律要件を曲げて解釈して
つくつたりしてはいけません。この法
律要件に適合することであつて、一般
会計と分離をし、明らかに特別会計と
して区分をしたほうがより國民のため
になるという場合は、特別会計をつく
るということであります。

田中(武)委員 大蔵大臣 いへい
です。ともかく基本的な考え方で食い違つたんだですから、それの上に立つてのあとの議論も食い違つてくるだろう。と思うのですが、ともかくにも、三条二項によつて、特別会計を設置するときには、特別な要件をあげておる。そうして、特別立法をもつてやるべきであるということを明らかにしておる。そこで、特別会計をつくるときは、やはり法律によるわけです。大蔵省、現在特別会計の法律は幾つか御存じでしょうか。

○相澤政府委員 四十一でございます。

○田中(武)委員 去年までですね。現在この法律を除いて四十一ですね。

○相澤政府委員 さようございます。

○田中(武)委員 それのうち、各省に分けてのなにはやつていますが、大蔵省関係が幾ら、運輸省関係が幾ら、そねから、もう一つの考え方として、いま三つの要件というような話もありましたが、この特別会計の性格に従つて、たとえば事業特別会計、管理特別会計、特殊行政特別会計というように分かれても、その性質に従つての分類と、各省所管の分類ができるいますか。

○相澤政府委員 四十一の特別会計のうち、大蔵省所管が十一、大蔵省及び自治省所管が一つ、文部省所管は今回の国立学校が一つ、それから厚生省所管が五つ、農林省所管が十、通商産業省所管が四つ、運輸省所管が四つ、郵政省所管が四つ、労働省所管が二つ、建設省所管が二つ、以上でございます。

○田中(武)委員 その性質別……。

○相澤政府委員 この特別会計の区分でございますが、財政法の第十三条に「国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り」と、この三つの場合をあげておりますが、この規定に基づいてつくられました特別会計の種類、性質による区分につきましては、法律上には規定はございません。したがいまして、学者あるいは関係者によりまして、いろいろな区分がつくられております。したがいまして、一がいにどのような区分に基づいて、標準に基づいて区分するかという点に関しては、定説がございません。しかし、大体におきまして、三つのタイプに区分して申し上げますと、まず、第一のグループが、特定の事業を行なう場合でございまして、このグループに属しますものが——これは私どもの局内でかりにつくっております区分によっておりますが、これによりますと、第一のグループに属する特別会計の中で、いわば企業的なもの、これに、印刷局、造幣、国有林野、アルコール専売、郵政、いわば企業的なものの中で、五現業の五特別会計。それから、保険事業の特別会計十四、公共事

業が四つ、行政的事業が六つ、融資事業が二つ、これがいわば第一のグループの事業会計になるかと思います。第二のグループの、資金運用ですが、これが四つ、それから、第三のグループの整理区分会計、これは八つ。そのほか、先ほども申し上げましたとおりに、各学者の方々で他の分類をとつておられる方もございますが、省略いたします。

○田中(武)委員 私がなぜこういうことを伺ったかというと、私は、特別会計が多過ぎるという上に立っておるわけなんです。この特別会計というものは、一般会計から独立をして、そうして一つの企業体のような働きをするわけですね。前に私は、予算委員会かこの委員会だったかにおいて、特殊法人が多過ぎるということを言ったわけですね。ところが、特別会計も、もちろん法人ではありませんが、実際面においては、特殊法人と同じような作用をするわけですね。そういうものがあまりにも多過ぎやせぬか、こういう観点に立っておるわけなんです。これは、大臣がいないのですが……。

○中尾政府委員 財政の制度でございまするから、國の基幹的な制度であるわけで、その取り扱いについては、きわめて慎重でなければいけない、法律を改めてございまして、そういう意味におきまして、ただいまの御質問の御趣旨におきまして、十分に私ども理解しておる次第でございます。

の会計法が、たいへん例示をあげ、それが他詳しくなっております。こういう場合に限るという範囲におきましては、取り扱いとして同様に考えております。その際、現実に、この特別会計が多過ぎるという御批判でござります。しかし、これはいずれも、その法律上の要件を満たすことはもちろん、それによって得られますところの行政的な便益というものを考えまして、やはり財政は、その基本的な制度ではございますが、一方、行政というものを十分伸ばしていく、ぐあいがよければ結局は国民の利益になるという見地から考えておりますので、諸般の行政が、近年非常に分化いたしておりますし、それぞれが財政活動として大きなボリュームになりまして、特殊なそれぞれの性格に基づいた事業が行なわれておる次第でございます。これらにつきまして、それぞれの角度から正確に御批判も願い、御審議もいただいしかも、実行にあたっては、その仕事を伸ばしていかれるという見地から、これをつくつておこうという立場から申しますと、多過ぎるという御批判もあるいはあるうかと思ひます。が、私どもといたしましては、必要やむを得ざるものを受け容じてつくつておる次第であります。一方で特別会計を設置いたしまする努力はもちろんでいたしておりますが、當時、現在ございまする特別会計の実情をいうものは検討を加えまして、いやしくも、すでに設定の趣旨がもうだいぶ変わってきたというようなものがござります。今後も遅延なく検討いたしまして、整理をいたすつもりでおります。現在のところ、御審議をお願いしてお

りますところの四十一会計、いずれも必要なものといたしておる次第であります。御理解をいただきたいと思います。

○田中(武委員) もちろん、十三条二項の要件を満たさないものは特別会計として置いていないと思います。したがつて、要件を満たした、こう解釈して設置せられたと思うのですが、とにかくにも私は多過ぎると思う。これでは大蔵省は各原局といいますか、各省に対しても一般会計の膨張を防ぐために、できるだけ理由をつけて特別会計を押しつけるという傾向があるのじゃがないですか。それともう一つは、先ほど言つたように、特別会計というものは一般会計から独立をして別個の働きをするわけなんです。それが法人でないという点は違います。特殊法人ではない。したがつて民法上の人格はありません。だがしかし、実際は法律と同様のうな働きをする。その中に行政の企業化、できるだけ行政を企業のことなく持つていって、そして独立採算制をとらそうという大蔵省の考え方、こういうものがあると思うのです。われわれが一番警戒しなければならないことは、この行政の企業化的な傾向、これに対して批判をいたしておるのであります。大蔵大臣、ちょっと中座しておられましたが、私は特別会計が多過ぎる——現在四十一あります、多過ぎるというたてまえをとっておるわけなんです。その考え方は、一つはなるべく一般会計、いわゆる予算の膨張を、何と言いますか、ごまかすために特別会計へ持つていこうという傾向、もう一つは、先ほど言つた行政の企業化、当然一般会計で行政としてやるべきこ

とを特別会計へ持っていくことによつて一つの企業のごとく取り扱う、この傾向が大藏省にある、こういうことを言っておるわけなんです。その傾向は地方にもうつりまして、当然やらなければならぬ事業等を何々事業團だと言つておるわけなんです。その傾向は、こういう名前をつけて手数料を徴収する、こういうような方向へ持つておる。私はこの考え方を批判したのであります。特別会計を置くときには、十三条二項の要件を満たすことは当然であります、あなたのいふわれましたような考え方の方は、結局は特別会計を押しつけていく、これは一般会計の膨張を止まかずためである。一方行政を企業化していく、こういう考え方があると思いますが、どうなんですか。

○田中國務大臣 一般会計の膨張を阻止する理由は何もないわけでありま

す。國民から、もつと金を出せ、もつと金を出せと言われておるのですが、これだけしかないので、いつでも断わりしていなければならぬ大藏省といたしましては、一般会計が大きくなつて一向差しきえありません。こ

ういう問題は一つもございません。一般会計のワクを小さくするために特別会計に追い出すという、よくいわれる議論でございますが、そんな議論はそ

ういうことのみを考えておられる人が言つておることであつて、われわれは全然考えておりません。それはひとつ、よく御理解いただきたい。

それから、特別会計になぜするかと

いうことを考えていただければいいわけであります。一般会計でもつてすべてまかなうということは、これはやはり時代の変遷によつて相当違つて

きたのです。明治初年のように、國が全部やらなければいかぬというようなときは、それは確かに一般会計主義であります。しかしこれからだんだん世の中が複雑になってきて、より合理的な行政を行なうために特別会計にするのがいいという場合に特別会計にするわけです。特別会計だけではなく公社になつておるものもあるのです。ただ特別会計ではなくて、時代の変遷で、たいものは特別会計になり、特別会計から三公社ができておる。三公社から特殊法人があるのです。特殊法人から何ができるかというと、御承知のとおり民間になるわけでござりますから、民間と一般会計との間に、そうすることがより合理的であり、國民負担も軽減され、またその能率的に考えても合

理性を有するという場合に特別会計制度、三公社制度、こういうものが時代の変遷によってだんだんとできてきて

おるのでありますから、私はこの特別会計がむやみに悪いんだ、こういう考

え方ではないわけであります。そういう意味で、やはり新しい施策、新しい

時代の要請というものにマッチをする

ようになつておられるのが一般会計でありますから、そういうことをひと

つよくお考へいただきたい。五現業と

いうものが、郵政現業といふようなものでありますから、そういうことをひ

く、これが一般会計で一体やれるのか、一般会計でずっと長長いことをやつてきたわ

けですが、しかし郵政現業になつた。同時に専売や電電、國鉄、これをいま

一般会計に返せといったところで、こ

れを鉄道省などに返すことではなく、やはり三公社のほうが、いい、三公社よ

うです。しかしこれからだんだん世の中が複雑になつてきて、より合理的に

な行政を行なうために特別会計に追

うがいいという場合に特別会計に

するわけです。特別会計だけではなく公

社になつておるものもあるのです。た

だ特別会計ではなくて、時代の変遷で、

ほうがいいという場合に特別会計に

するわけです。特別会計だけではなく公

社になつておるものもあるのです。た

だ特別会計ではなくて、時代の変遷で、

その中をただ通すだけのトンネル会計があるわけです。いろいろ形態はあります。しかしやはり考え方のどこかに行政の企業化ということ、独立採算をとらしていくのだということ、そういうところにやはり手数料が値上げになる原因があるわけなんです。この法律がそうなんです。検査手数料を上げる、それを機会に特別会計にしようということは独立採算制をとつていう、こういうことになるわけです。

そこで、これは委員長にお願いしておきますが、こういう議論をやっておつては次に進みません。次に進みたいたいと思うので、法律と別に特別会計について、大臣の考え方の蒙を開くために、一ぺん大蔵大臣とじっくりやらしてもらいたいと思います。

○田中(武)委員 田中君、いざれ機会を見てそういう議論も委員会の運営の中へ持ち込みみたいと思います。

○田中(武)委員 それでは、大蔵大臣へおきます。そこで一つ警告しておきたいことは、何度も言つておるように、行政の企業化という考え方方に立つて特別会計をつくってもらつては困る、そういうことを強く要望しておきます。

○田中國務大臣 言いつぱなしの御要望ということでおさいますが、非常に重大な問題でありますのでお答えをうけます。

行政に対しても一般的な制度でなければいけないということは、先ほど申し上げましたとおり、日本の明治、大正から議論があつたのです。だからいま世界的に見ても、低開発国は大体みんな一般会計が主なんです。ところが時代の変遷に伴いまして、一般会計よりも特別会計や三公社のような制度に移行

していくことが好ましい、そのことがあるわけです。いろいろ形態はあります。しかしやはり考え方のどこかに行政の企業化ということ、独立採算をとらしていくのだということ、そういうところにやはり手数料が値上げになる原因があるわけなんです。この法律がそうなんです。検査手数料を上げる、それを機会に特別会計にしようということは独立採算制をとつていう、こういうことになるわけです。

そこで、これは委員長にお願いしておきますが、こういう議論をやっておつては次に進みません。次に進みたいたいと思うので、法律と別に特別会計について、大臣の考え方の蒙を開くために、一ぺん大蔵大臣とじっくりやらしてもらいたいと思います。

○田中(武)委員 田中君、いざれ機会を見てそういう議論も委員会の運営の中へ持ち込みみたいと思います。

○田中(武)委員 それでは、大蔵大臣へおきます。そこで一つ警告しておきたいことは、何度も言つておるように、行政の企業化という考え方方に立つて特別会計をつくってもらつては困る、そういうことを強く要望しておきます。

○田中國務大臣 言いつぱなしの御要望ということでおさいますが、非常に重大な問題でありますのでお答えをうけます。

行政に対しても一般的な制度でなければいけないということは、先ほど申し上げましたとおり、日本の明治、大正から議論があつたのです。だからいま世

界的に見ても、低開発国は大体みんな一般会計が主なんです。ところが時代の変遷に伴いまして、一般会計よりも特別会計をつくつてもらつては困る、そういうことを強く要望しておきます。

○田中(武)委員 田中君、いざれ機会を見てそういう議論も委員会の運営の中へ持ち込みみたいと思います。

○田中(武)委員 それでは、大蔵大臣へおきます。そこで一つ警告しておきたいことは、何度も言つておるように、行政の企業化という考え方方に立つて特別会計をつくつてもらつては困る、そういうことを強く要望しておきます。

○田中國務大臣 言いつぱなしの御要望ということでおさいますが、非常に重大な問題でありますのでお答えをうけます。

行政に対しても一般的な制度でなければいけないということは、先ほど申し上げましたとおり、日本の明治、大正から議論があつたのです。だからいま世

界的に見ても、低開発国は大体みんな一般会計が主なんです。ところが時代の変遷に伴いまして、一般会計よりも特別会計をつくつてもらつては困る、そういうことを強く要望しておきます。

○田中(武)委員 田中君、いざれ機会を見てそういう議論も委員会の運営の中へ持ち込みみたいと思います。

○田中(武)委員 それでは、大蔵大臣へおきます。そこで一つ警告しておきたいことは、何度も言つておるように、行政の企業化という考え方方に立つて特別会計をつくつてもらつては困る、そういうことを強く要望しておきます。

○田中國務大臣 言いつぱなしの御要望ということでおさいますが、非常に重大な問題でありますのでお答えをうけます。

行政に対しても一般的な制度でなければいけないということは、先ほど申し上げましたとおり、日本の明治、大正から議論があつたのです。だからいま世

界的に見ても、低開発国は大体みんな一般会計が主なんです。ところが時代の変遷に伴いまして、一般会計よりも特別会計をつくつてもらつては困る、そういうことを強く要望しておきます。

○田中(武)委員 田中君、いざれ機会を見てそういう議論も委員会の運営の中へ持ち込みみたいと思います。

○田中(武)委員 それでは、大蔵大臣へおきます。そこで一つ警告しておきたいことは、何度も言つておないように、十三条の二項に特別会計を設けるときの三つの要件が規定してあるわけです。この第一が事業を営むこと、これが事業だと思つたのですが、どうかというと、さらには十三

条第二項の事業とはどういう解釈を下すのか、ここを聞いておるわけです。いまは三百円にするとか、三百円を四百円にするとか、こういう改正が行なわれ、これを機会に特別会計にするといふことですが、この第一条の設置のところには、経理の明確化ということになつておるのですが、経理を明確化するだけでの特別会計を置くのです。

○綾部國務大臣 先ほど大蔵大臣が御

説明申し上げましたように、どうする

ことが国民のためになるか、しこうし

て健全に国民のためになるよう推進

していくかということを考えまして

やつた次第でございます。

○田中(武)委員 国民のためになると

いうことは当然ですよ。国民のために

ないのに法律をつくるというよう

なばかな政府はないと思うのです。そ

れは当然ですよ。この特別会計を設け

る根拠、理由、それを財政法十三条二

項と関連して説明をしていただきた

い。この第一条には、経理の明確化だ

けしかうたつていよいわけです。だか

らただそれだけの理由かということな

です。

○綾部國務大臣 収入をもつて支出に

充てるということで、私はこの制度に

よることがないと考えております。

それから、いまいなかのほうにおい

て車検の登録がおくれる、検査がおく

れるということの非難がごうごうとい

たしております、その非難にこたえ

て、これを早くやつて、公衆の便宜を

はかりたい、かよう考へております。

○田中(武)委員 この十三条の三つの

要件は、一つは事業を営むこと、一つ

は特別の財産を保有すること、もう一

つは特別の収入をもつて歳出に充て

る、この三つを規定しておるわけです。

ね。さつきあなたはこの三つの全部に

該当しておると言つたのでしょうか。

三条二項でいう事業とはどういう観念

の上に立つておられるかということです。

○田中(武)委員 そうすると、まずこ

の特別会計の設置というの三つのう

ちの最後のほうで、ただ特定の収入を

もつて歳出に充てるためだ、こう理解

していいのですね。そのことは自動車

検査行政というものを一つの事業化せ

しめる、独立採算制でいくのだ、こう

いうことですね。

○木村(睦)政府委員 特別会計の類型

からいたしますと、だいまお話しの

ように第三番目に該当するわけでござ

りますが、この三番目の特別会計に該

当するからと申しまして、決してこれ

を事業化していくという考え方ではござ

いません。御承知のように手数料の収

入をもつて、これを全額今後の自動車

検査に関する施設の整備あるいは拡

充等に充てたい、こういう趣旨から

第三の特別会計にお願いしたわけでご

○田中(武)委員 ということであるのに、大臣は、決裁しながらわからないと言つたのですね。結局は私が言ってるように自動車検査も行政であります。ところがその行政を一つの事業化しているという傾向があることはいなめません。それだけ申し上げておき

○田中(武)委員 これは私は法制局の吉國君とはいつもやったのですが、これは例文でございますが、承知できな
いのです。これが例文だから、前にも
あったからその例をとる、こういう答
弁は承知できないのですよ。ではこの
場合「この会計の負担」ということは、
借り主はだれ、借用証を書くとしたら
一体だれの名前で書くのです。これは
どこから借りて、そして借用証書を入
れるのはだれが書くのです。「この会
計の負担」といつて、特別会計は法人
じゃありませんよ。権利義務の主体た
り得ますか、どうです。

○中尾政府委員 特別会計は単なる函
の会計の区分でございまして、歳入歳
出、資産、負債、そういうものを特
定のものを区分いたしまして一端の經
理をいたすものであります。そういう
經理操作をする場合の単位でございま

したがいまして法律的な意味で国というものが法律の主体になると存じますが、そういう國と対外的な意味におきまして権利義務の主体になるということはございません。つまり民法的な意味において権利義務の主体になることはございません。この場合借り入れ金をするあるいは國庫余裕金を繰りかえて使用するというだ國がその主体になつておりまするところの権利義務というものを國の内部に適格はございません。たゞこのことの適格はございません。ただ國がその主体になつておりますとこの場合借り入れ金をするあるいは國庫余裕金を繰りかえて使用するということでございますが、この場合の主体といたしましては、実際のやり方としておりまして、この特別公算を管理いたしておりますのは運輸大臣でござります。第二条の規定がございますが、運輸大臣がこれを管理しまして、ちょうど法人格があるのと同じような手続をもつて政府内部の整理をいたしております。田中(武)委員　この法律の「この会計の負担において」ということを聞いたらいまのような答弁だったのですから、吉國さん、これは一体どういうことなんですか。法律的にこの会計の負担ということとは債権・債務の主体になるということじゃないですか。ただ単にその責任においてということですか。特別会計には法人格はありません。したがつてこの特別会計が権利の対象とはなり得ないと思う。にかかわらず一条では負担と書いておる。これほどいうことですか。

○田中(武)委員 この答弁も不満であります。この例文にも私は疑義を持つております。しかしこれを取り上げてやるということはもう時間も許さぬようですから、あらためてやります。これは法制局もう一ぺん、罰則と同じように検討し直してもらいたい、例文だからといって気やすく入れてもらっては困る、もつとはつきりした法的根拠に立って法制局はものと考えてもらいたい、それだけ申し上げておきます。何か意見ござりますか。

○吉國政府委員 商工委員会時代から、毎回例文の点ではおしかりをいたしましたが、単にこれも例文であるということで入れたわけをございませんので、「会計の負担において、」というのを、先ほどのような意味に理解をいたしておりまして、これはもちろん司法上の権利なり義務なりという意味で、この「負担において」という文字を使うことが適當であるというふうに私ども從来は考えておったわけですが、いまの御要望の点もございますので、十分検討はしてまいりたいと思っております。

○田中(武)委員 一問一答やっておると時間がかかるから、まあ例文だから

ということではない——しかし、主計局次長、あなたは例文だと言つた。まあよろしい。それから負担ということばがここでは特別な意味に使われておつて、いわゆる他の法律でいう負担ということとは意味が違う。権利義務の主体としての負担ではない、こういう点だけは明らかになつたから、その程度にして議論は後日譲ります。

そこで運輸大臣——これは大臣よう答弁せぬと思うのだが、お伺いしますが、このごろタクシーなんかはガソリンでなく、プロパンを多く使っておる。本来ガソリンを使う車にプロパンを使う、こういうことで車体検査を受けにきたときはどうしておりますか。

○ 総務大臣 これは非常にむずかしい問題でござりますから、事務当局からお答えさせます。

○ 木村(睦)政府委員 車両検査の場合に、使用をいたします燃料で、ガソリンの場合とプロパンの場合と違うわけでございます。御承知のようにプロパンは危険度も高いというふうなことで、検査につきましても、プロパンについては検査の基準を設けまして、プロパン備えつけの車についてはそれに従つて検査をするというふうにいたしております。

○ 田中(武)委員 プロパン車は表示をすることになって、小さく書いてあると思うのです。私が一つの疑問を持つのは、本来のガソリンを使う装置、それをパイプか何か通して、プロパンで動かすということ、こういうことは私ませんが、一時はプロパンを使つたた

は本来ガソリンを使うこの車にちょっとパンを使うような装置に変えた自動車損害賠償保険法、この二条の二項でいうところの「運行」ではないじゃないかとパイプをどうこうするというようなことでプロパンを使う場合、自動車損害賠償保険法、この二条の二項でいうところの「運行」ではないですかという解釈を持っておるので。かつて商工委員会でこういうことを言つたことがあります。私は本来ガソリンを使うべき車に、ちょっと、ちょっとどこ何かパイプを通したか何かしてプロパンを使つ場合は、この自動車損害賠償保険法の二条二項にいうところの「運行」ではない。これはその装置の用い方に従つて用いることではないのです。それはあくまでもガソリンを使うものは、ガソリンを使う。これがその装置に従つて用い方によつて用いておるということになる。ガソリンを使う装置に対してプロパンを使う場合は、その装置の用に従つて用いる方法によつて用いているとは言えないのです。その点、どうですか。そういう考え方もあるわせて検査のときにはどうしておるのか。したがつて私の意見からするならば、ガソリン車にプロパンを積んで事故を起こした場合には、この自動車損害賠償保険法の適用は受けない、こういう解釈なんですね。実際は受けるようになっていますね、それはどういう解釈でやっていますか。

パンを利用する車が非常にふえてまいりまして、プロパンの装置は現在のガソリンのエンジンに特殊な装置をいたしますと、プロパン・ポンベからプロパンを通じて運転できるようになっておるわけでございまます。そこで、いまでプロパン車が非常に事故が多くたのは、ただポンベをうしろのトランクに台を置いて入れておくということだけのために、振動の結果、継ぎ目その他からガスが漏れて事故が起きた場合が多うございます。これは昨年固定の施設、つまりポンベを車と一緒に固定するように省令を改めまして、ことしの一月一日からは、新車につきましては、全部プロパン車は固定施設にしなければいかぬということでお施設いたしております。在来の車は、ことしの六月末までの間に全部これを装設するということにいたしておりますので、この七月一日からは全プロパン車について固定施設で動くということになるわけで、事故防止その他の点は心配なくなるわけであります。それから自動車損害賠償保障法の二条にあります「自動車を当該装置の用い方に従い用いる」という意味は、ただいま申し上げましたように、ガソリンのエンジンでございましても、一定の装置をすればプロパンも使えるわけでござりますので、ガソリンの機械にプロパンを使用できる装置をつけ加えますと、やはり「当該装置の用い方に従い用いる」という意味になると解釈いたしております。

す。それがガソリン車である。そうすると、その自動車はガソリンを家用するというのが当該の車の装置なんでしょう。それにプロパンを使うといふことは、この二条二項の「運行」にはならない。プロパンを使うのはプロパンが使えるように装置する、これはボンベが動かないように固定するというなことではなしに、そのエンジンといいますか、その中心部を変えなくちゃいけないと思う。あるいはガソリンとプロパンと双方使えるような装置を持つとか、そうでなければ当該の装置に従つての用い方によるとは言えないと思う。

○木村(陸)政府委員 ここに書いてあります「当該装置」という意味は、その車の装置という意味でございまして、先ほど申し上げましたように、ガソリン用につくった車でございましても、プロパンが使用できるように装置を付加いたしますと、付加された装置がつまりその「当該装置」になるわけでございます。しかもそういうふうな装置をいたしました場合には、必ず車両検査を受けまして、その検査に合格して使用するということにしておりまますので、この法律上の文言の解釈からいたしますと、「当該装置」というものはプロパンが使えるような装置になつておれば、それがつまり「当該装置」というふうに解釈いたしております。

○田中(武)委員 これもどうやら意見が違うようですが、最近プロパン専用の自動車ができるておる。これは当該の装置に従つてということになるでしよう。本来がガソリンを使うことになつておるのに、あなたがいま言つたよう

に、ボンベが動かないよう固定するということになりますか。二条二項の当該装置に従つてということになるでしょうが、それはこれ以上議論してもしようがないから研究してもらいましょう。私はそうではないと考えております。

○木村(睦)政府委員 従来のガソリン車にプロパンガスを装貯いたします場合は、ボンベを置くだけではございませんので、機械部面に特殊な機械をつけるわけでございますが、その点技術上のことでござりますので、必要であれば整備部長がまいっておりますので、お答えをしてもよろしゅうございります。

○田中(武)委員 技術的な点だということでお尋ねでございますが、これはアメリカにおきましてもヨーロッパにおきましても使っております。先ほどお話をのように、最初からプロパン車としてつくったものと、あとからガソリン燃焼装置を取り除きまして、そしてプロパン関係のボンベ・それから減圧弁等、減圧弁と申しますと、圧力を下げる装置でありまして、さらに混合器をつけます。これはガソリンの気化器装置の一連の装置を全部つけ加えるわけですが、したがつて、できました車は、これはガソリン車ではありませんで、改裝した車で、これはプロバ

専用の車、場合によつてはガソリン併用の車もございますが、それぞれの装置をつけております。それは本来の装置でござります。

○田中(武)委員 いまの話ですと大体了解がいきますが、それは最近でしよう。初めはそういうことじやなかつたでしよう。最近になつてからそういうふうにしたのでしよう。したがつて、いまの答弁にあつたような基準において車体検査をする、そういうことをやるならいいのです。しかし、プロパンを使つた最初のうちはそうではなかつた、これだけは認めてもらえるかどうか。これを認めるならもうよろしいですか。最初のうちはそうじゃなかつた、それをはつきりしてもらいたい。

○宮田説明員 最初のうちは交換式式で、はなはだ不完全な面があつたことは認めます。

○田中(武)委員 認めるならよろしい。そこで、タクシー会社等がプロパンを自動車に使うためにプロパンを貯蔵する、そういうことについて運輸省はどうか、実際は陸運局ないし陸運事務所だろうが、車庫の一つの基準があると思うのです。そういうのに対しで、プロパンを使うようになつてから、プロパンに対しでどの程度貯蔵するよか、あるいは特別にプロパンを貯く場合はこういう車庫にせよとかいったような指示なり監督なり指導なりをしたことがありますか。

○木村(睦)政府委員 プロパンを使川いたします場合の、プロパンの補給につきましては、プロパンスタンドで補給しておるわけでございますが、その点は通常省のほうの所管でござりますので、来ておられると思います。

○田中(武)委員 高圧ガス取締法についてはあるとで通産省に尋ねます。私がいま聞いておるのは、今までと違つてプロパンを使用するようになれば、その車庫なりあるいはその会社のどこかにプロパンを相当量置くわけなんでしょうね。それに対しては、運輸省として、あなた方がタクシー等の認可をすれば、あなたの車庫の状況などから車庫の構造、こういうものについて検査をするのでしよう。いままでは外でガソリンを入れるという上に立ってつぶつておった。プロパンを使うために、プロパンを相当車庫等に貯蔵しておるわけですよ。そういうことについて、運輸省としては特別な指導なり監督をしたことがあるか、こう聞いておるわけです。

Digitized by srujanika@gmail.com

必要はありませんか。現に神戸で事故が起つたのですよ。置いておくことはないとあなたはおっしゃいますが、現に置いておるので。次々にボンベがはぜて、二十数本のボンベに引火して、火柱を立てて、ちょうど火薬が爆発したような状態を起こして、そのときは言うのですか。

通じて適切な指導なり監督をする必要があると思う。
それから高圧ガス取締法について、
もう時間がないので簡単に伺います
が、高圧ガス取締法十五条、十六条まで
この高圧ガスの貯蔵についてきめてお
ります。十六条の規定を見た場合に、
「三百立方メートル以上の高圧ガスを
貯蔵するときと」いうことで、三百立
方メートル以上は知事の認可であります
まい、それ以下は許可です。そして

たしまして、保安の面と経済上の実利、両方の面にマッチしたようなことから、最近新しい取り締まり基準をつくったわけですが、いま田中先生御指摘の神戸の問題は、十五条の規定によつて貯蔵しなりまして、この基準によつて貯蔵しなければならないでござりますが、この着脱式のものが爆発した場合は、その基準どおりに貯蔵しておつたかどおりかということをいま調査中でござります。今後これらきよしても、保安の面から

については日を改めてじっくり論議をさせて、留保いたします。

ために、発芽して餌料にはならないといふものの中にはある。こういう状況であつて事情が出ておるのであります。そこで農林省におきましても、昨年タイ国へ行ってこの問題について話をしてきたことがあるわけであります。が、私は最近タイの経済大臣と会つたときに、日本から少し金を貸してやつて、倉庫その他を整備させたらどうか。また同時に、収穫時期を変えるとか、あるいは品種改良をして日本のも

まだ存じておりませんが、おそらくプロパンのボンベのままで置いておったのだろうと思います。ただ、そこでプロパンスタンドを持つて補給するということではないかと思います。そういうことで事故を起こしたのじゃないかと想像いたしております。そこで、先ほど申し上げましたように、この七日一日からはボンベも全部自動車に固定になりますので、ボンベだけ車のトラックから取りはずして車庫のすみに置くというふうなことはなくなりますので、これでこの問題は解消するであろうと思いますが、それまでの間まだ時間がござりますから、そういう点は十分注意をいたしたいと思つております。

○田中(武)委員 参考までに言つておきますから何なら調査してください。

三月二十日の午後七時四十分ころ、神戸市長田区西番町七の一安全タクシー会社、そこに二十数本のボンベ、すなわち二十キロ入りのボンベ、それに引火をいたしまして、次々に二十数本が爆発をした。まさに安全ではなく不安だ。こういうことについては、一応高圧ガス取り締まりという面は通産省ではあるが、まずそれ以前の問題として、やはり陸運局なり陸運事務所等を

ラ液体の場合等を計算すると、十キログラムが一立方メートルという規定になります。二十数本はこの対象にならないわけですね。しかし、現にこういう事故が発生するということについては、もつと高圧ガスの取り締まり等がプロパンをどんどん使うといううに立って、これは運輸省と御相談になって、タクシー会社あるいはその他の車庫、こういうところにおけるプロパンの貯蔵について特別な規定を設けようとするとかそうする必要があろうと思うのですが、いかがでしょう。私がいまお述べる神戸の場合は二十数本の二十九キロ入りのボンベであった。だから、高圧ガス取締法十五条、十六条では貯放しになつておる。その点いかがですか。

○田中(武)委員 この三百立方メートルといふのは、少し基準が高いのじやないかと思うのです。だから高圧ガス取締法で貯藏所のところを特に基準を下げるのがいいのか、あるいはタクシーハウスのような特別なところでは、運輸省として車庫の検査に当たって適切な方法をとるのがいいのか、その辺のこところは運輸省と通産省、相談をしてやつてもらいたい、こういうふうに思ひます。が、これは運輸大臣に聞きましたよ。

○絆部國務大臣 御指摘のようなことを勘案いたしまして、通産省とよく相談の上審議いたします。

○田中(武)委員 通産省はどうです。

○倉八政府委員 絆部運輸大臣のおつしやつたとおりでございます。

○田中(武)委員 まだ質問をしたいし、せつかく法案について田中大蔵本大臣の拍顔の榮を得たのだから、もう少しあとでやめろやめろといふ矢の催促でござりますので、きょうはこの程度で質問をおきます。しかしいま申しましたように、基本的な問題點

のを持っていく。つまりいま日本はタイ国の食料用のトウモロコシを買っているわけでありますから、品種自体に水分が非常に多いものを買っているわけです。だから収穫時期を変えただけではこの問題は解決しないのであります。したがって、根本的に改善をするためには、どうしても品種改良しなければならない。それにはかなり金もかかるわけであります。経済協力の二環として、私はあちらのいわゆる低開發国におけるエネルギーあるいは広大な土地、そういうものを利用した第一次産品の買い付けをしなくちゃならないと思うのですが、そういう場合においては日本の品種改良等の指導あるいは集荷の指導というものをあわせて親切にやってやるということにしていかなければならぬと思うのであります。距離の近いあちらの国における一種のいわゆる国際的な農業の分業というのを将来の方向として考えていかなければならぬと思うのであります。M F八条款移行、O E C D 加盟というような日本の態勢のもとにおいて、それらのいわゆる農業協力、ことにその中のにおける飼料に対する東南アジア等の協力については、どういう根本的な

必要はありませんか。現に神戸で事故が起つたのですよ。置いておくことはないとあなたはおっしゃいますが、現に置いておるので。次々にボンベがはぜて、二十数本のボンベに引火して、火柱を立てて、ちょうど火薬が爆発したような状態を起こして、そのときは言うのですか。

通じて適切な指導なり監督をする必要があると思う。
それから高圧ガス取締法について、
もう時間がないので簡単に伺います
が、高圧ガス取締法十五条、十六条まで
この高圧ガスの貯蔵についてきめてお
ります。十六条の規定を見た場合に、
「三百立方メートル以上の高圧ガスを
貯蔵するときと」いうことで、三百立
方メートル以上は知事の認可であります
まい、それ以下は許可です。そして

たしまして、保安の面と経済上の実利、両方の面にマッチしたようなことから、最近新しい取り締まり基準をつくったわけですが、いま田中先生御指摘の神戸の問題は、十五条の規定によつて貯蔵しなりまして、この基準によつて貯蔵しなければならないでござりますが、この着脱式のものが爆発した場合は、その基準どおりに貯蔵しておつたかどおりかということをいま調査中でござります。今後これらきよしても、保安の面から

については日を改めてじっくり論議をさせて、留保いたします。

ために、発芽して餌料にはならないといふものの中にはある。こういう状況であつて事情が出ておるのであります。そこで農林省におきましても、昨年タイ国へ行ってこの問題について話をしてきたことがあるわけであります。が、私は最近タイの経済大臣と会つたときに、日本から少し金を貸してやつて、倉庫その他を整備させたらどうか。また同時に、収穫時期を変えるとか、あるいは品種改良をして日本のも

まだ存じておりませんが、おそらくプロパンのボンベのままで置いておったのだろうと思います。ただ、そこでプロパンスタンドを持つて補給するということではないかと思います。そういうことで事故を起こしたのじゃないかと想像いたしております。そこで、先ほど申し上げましたように、この七日一日からはボンベも全部自動車に固定になりますので、ボンベだけ車のトラックから取りはずして車庫のすみに置くというふうなことはなくなりますので、これでこの問題は解消するであろうと思いますが、それまでの間まだ時間がござりますから、そういう点は十分注意をいたしたいと思つております。

○田中(武)委員 参考までに言つておきますから何なら調査してください。

三月二十日の午後七時四十分ころ、神戸市長田区西番町七の一安全タクシー会社、そこに二十数本のボンベ、すなわち二十キロ入りのボンベ、それに引火をいたしまして、次々に二十数本が爆発をした。まさに安全ではなく不安だ。こういうことについては、一応ではあるが、まずそれ以前の問題として、やはり陸運局なり陸運事務所等を

ラ液体の場合等を計算すると、十キログラムが一立方メートルという規定になります。二十数本はこの対象にならないわけですね。しかし、現にこういう事故が発生するということについては、もつと高圧ガスの取り締まり等がプロパンをどんどん使うといううに立って、これは運輸省と御相談になって、タクシー会社あるいはその他の車庫、こういうところにおけるプロパンの貯蔵について特別な規定を設けようとするとかそする必要があろうと思うのですが、いかがでしょう。私がいまお述べる神戸の場合は二十数本の二十九キロ入りのボンベであった。だから、高圧ガス取締法十五条、十六条では貯放しになつておる。その点いかがですか。

○田中(武)委員 この三百立方メートルといふのは、少し基準が高いのじやないかと思うのです。だから高圧ガス取締法で貯藏所のところを特に基準を下げるのがいいのか、あるいはタクシーハウスのような特別なところでは、運輸省として車庫の検査に当たつて適切な方法をとるのがいいのか、その辺のこところは運輸省と通産省、相談をしてやつてもらいたい、こういうふうに思ひます。が、これは運輸大臣に聞きましたよ。

○綾部國務大臣 御指摘のようなことを勘案いたしまして、通産省とよく相談の上審議いたします。

○田中(武)委員 通産省はどうです。

○倉八政府委員 綾部運輸大臣のおつしやつたとおりでございます。

○田中(武)委員 まだ質問をしたいし、せつかく法案について田中大蔵本大臣の拍手の榮を得たのだから、もう少しあとでやめろやめろといふ矢の催促でござりますので、きょうはこの程度で質問をおきます。しかしいま申しましたように、基本的な問題點

伺つておきたいことがござります。それは、日本の飼料対策は、この数年来の間におきましてはとんど計画的な統一性を欠いておるわけであります。つまり家畜の伸びについて、自給飼料あるいは購入飼料がすべてアンバランスな状況にあって、そしてそこに確固たる計画がないということが私は非常に大きな農林行政の今日の欠陥であろうと思います。そこで大部分輸入飼料にたよらなくちゃならぬけれども、その輸入飼料はアメリカがほとんど大部分を占めておる。こういう実情なのであります。私は今後日本のいわゆる開放経済に立ち向かう意味におきましての一つの行き方といたしましては、やはり低開発国との間の経済協力を進めていかなくちゃならぬわけでありまして、その点について、農業にもうに思つておるのであります。したがつて、端的に申し上げますと、たとえばタイ国からもトウモロコシ等を買っておりますが、このタイのトウモロコシは水分が非常に多くて、家畜買つておますが、このタイのトウモロコシとしては若干不適当なところがある。また輸送中において、水分が多い。

のを持っていく。つまりいま日本はタイ国の食料用のトウモロコシを買っているわけでありますから、品種自体に水分が非常に多いものを買っているわけです。だから収穫時期を変えただけではこの問題は解決しないのであります。したがって、根本的に改善をするためには、どうしても品種改良しなければならない。それにはかなり金もかかるわけであります。経済協力の二環として、私はあちらのいわゆる低開發国におけるエネルギーあるいは広大な土地、そういうものを利用した第一次産品の買い付けをしなくちゃならないと思うのですが、そういう場合においては日本の品種改良等の指導あるいは集荷の指導というものをあわせて親切にやってやるということにしていかなければならぬと思うのであります。距離の近いあちらの国における一種のいわゆる国際的な農業の分業というのを将来の方向として考えていかなければならぬと思うのであります。M F八条款移行、O E C D 加盟というような日本の態勢のもとにおいて、それらのいわゆる農業協力、ことにその中のにおける飼料に対する東南アジア等の協力については、どういう根本的な

方針を持つておられるのか。これはまず第一に農林大臣に、さらにその上で大蔵省の考え方も聞かしていただきたいと思います。

○赤城国務大臣 おっしゃるとおり、開放経済に向かっての農業は、相當国際関連を持ちます。E.C.C等におきましても、農業の面におきましても国際分業的な傾向が非常にあらわれております。したがいまして、日本の農業におきまして、そういう面が強くなつてくると思います。ことに飼料につきましては、私どもは自給飼料の面の奨励も奨励も少しにぶつておりましたので、自給飼料の奨励に欠ける面が非常に多かつたと思います。そういう点で乳牛等のために自給飼料の面を拡大していく、また濃厚飼料等につきましても、できるだけ自給度を高めていく、こういう方針でございますが、購入飼料が事実上非常に多いのでございまして、この濃厚飼料は大部分購入いたしております。その購入先は主としてアメリカであるということもそのとおりでございます。しかし、国際的に考へまして、いま御指摘ありましたようなタイのトウモロコシという面についてのいろいろの御検討、御研究のお漏らしを願つたわけですが、私のほうといたしましても、技術指導その他協力によってどうしてもトウモロコシなどがタイから買えるような方向に進めていきたい、そういう進め方をいまいたしております。根本的には購入飼料はなるだけ少なくしていきたい。少なくしていきたいが、購入飼料を全部なくするというわけにはまいります。このような状況でございます。この購入飼料についてのいろいろな価格対策そ

の他もございますけれども、分業的に購入先をどうするかといふようなことがありますならば、いま御指摘のようない方針で進めていく、こういう考え方を持っておるわけであります。

○田中國務大臣 農産振興等につきましては、飼料の問題に対し十分検討していかねばならぬということはそのとおりでございまして、農林省の検討に待ちながら大蔵省としましても十分な協力をしてまいりたいと考えておるわけ

でございます。

御指摘のとおり、トウモロコシ等につきましてはタイから三十五年には三十一万トン、三十六年には四十五万トンでございましたが、三十七年には二十三万トンとだんだん減つておるよう

なわけであります。御指摘のように水

分が多いということでございます。アメリカからは百万トンばかり三十七年に入つておるわけであります。コーリヤンにおいても三十六万トン、ふすま

にしても四万トン、こういうことを見ますと、国際的にいろいろな砂糖等の問題もありましたように、一国からだけということではなく、将来のことを考へると、やはりこちらから出かけて

そこで、この問題については農林大臣はどういうふうに処理されるつもりでありますか。すなわち三十六億円のほかに六十億の予備費を削つてきて十一億足

と、三十八年度より相当値上がりの見

積もりになつております。でありますところが現在の予算価格から見ます

と、三十八年度より相当値上がりの見

積もつておるわけであります。

○赤城国務大臣 輸入飼料につきまし

て政府の手持ちを払い下げるといいま

すか売り渡すことになつております。

○松平委員 先ほど日野委員からも質問があつた

と思うのですが、昨日農林委員会において酪農振興対策等に関する決議案が上程され可決されたのであります。

この第一にありますことは飼料の問題でありまして、酪農經營の安定のため現行の飼料政策を根本的に検討し、それとともに、この際政府手持ちの飼料価格の引き下げにつとめて、政

府管理の飼料確保につとめることとなりますが、このことは現在政府手持ち

会計の中の三十六億円という金では足

りない、もちろんこれは予備費もござ

いませんか。農林大臣はそういうふう

に受け取つておらぬわけですか。

○赤城国務大臣 輸入飼料につきまし

て政府の手持ちを払い下げるといいま

すか売り渡すことになつております。

○松平委員 先ほど日野委員からも質問があつた

ところが現在の予算価格から見ます

と、三十八年度より相当値上がりの見

積もつておるわけであります。

○赤城国務大臣 輸入飼料につきまし

て政府の手持ちを払い下げるといいま

すか売り渡すことになつております。

○松平委員 先ほど日野委員からも質問があつた

ところが現在の予算価格から見ます

と、三十八年度より相当値上がりの見

積もつておるわけであります。

○赤城国務大臣 決議の趣旨に従いまして事務当局に試算をさしておりますけれども、三十六億円の範囲でできる

だけ試算中でございますが、そういうふ

うなことでやつております。

○松平委員 私はこの決議は三十六億

の範囲内でやれという考え方ではないと

思う。もしもそうであるとすれば何も特

にここへ決議をする必要はないのですから、きのうの農林委員会における三党の責任者の間の話し合いは私も聞いておりますけれども、それによると三十六億を予定しておる、それよりももっと政府の手持ちのものを下げる、三党ともに、この際政府手持ちの飼料価格の引き下げにつとめて、政

府管理の飼料確保につとめることとなりますが、このことに対する意見はございませんか。農林大臣はそういうふうに受け取つておらぬわけですか。

○赤城国務大臣 輸入飼料につきましては、政府の手持ちを払い下げるといいま

すか売り渡すことになつております。

○松平委員 私はこの決議は三十六億

の範囲内でやれという考え方ではない

といふ

ことになりますが、三十六億の範囲

に跨りますけれども、そういうふうに

思はれております。

○松平委員 いま農林大臣の答弁だ

と、きのうの決議はどうもあまり反映

されないような御答弁であつたわけ

であります。そうではなくて、むろん

予算価格より下げるけれども、この決

議の趣旨といふものはもつと下げる、

段階になつておるわけでござります。

は非常に上げ過ぎておる。こういふよ
うに考えております。であります
で、これはどこまで下げるかといふこ
とはまだ見当を持つおりませんけれ
ども、いまよりも下げるといふよう
な御趣旨ではない、少なくともいまの
価格と同じである、いまの価格と同じ
であるということは、私どもが上げな
い間はいまの価格で同じでいける、こ
ういう立場でござりますから、そ
うい
う趣旨で、この決議の趣旨に私は合致
した進め方をしよう、三十六億円で間
に合わなければまた折衝しなければな
りませんけれども、三十六億で間に合
えばその範囲でもやるということを目
下検討中ということをございます。

しとして水産物資源と畜産物資源といふものを、われわれ日本人の動物たん白資源としてどういうように調整し、どういうようなパーセンテージで将来進んでいくかという見通しがおありになるだらうと思うのですが、それをます聞かせていただきたいと思う。

○赤城国務大臣 畜産物及び水産物に於てたん白資源を充足している、こういうことに対してもういうウエートを置いて将来持っていく見通しであるが、こういうお尋ねをさせますが、大きな線でいいますならば、水産物も、世界的に見ますならば、日本は水揚げも非常にふえておりますし、水産は世界一でございます。ほかの国とはそういうところで事情は違いますけれども、畜産物のほうも、農家の経営といふような面その他からも、これは相当進めていかなければならぬ、ことに農業基本法等におきます選択的拡大ということにおきまして、畜産物のほうに指向していくことは非常に強調されておるわけであります。そういう意味におきまして、畜産物のほうがなんだんぶえていくという情勢は見られますけれども、さりとていまお尋ねのように、的確に、その見通しにつきましてたん白資源としてどういう率にしておられるわけあります。そこで、畜産物の見通しについて、結構な見通しの計画というものを残念ながらまだ立てておりません。さっぱり考えますならば、いろいろざっぱくな考え方方ではござりますけれども、計画的にどういうふうな見通しであるかというような数字的な見通しというものを持っておりませんので、いまちょっとお答えできな

○松平委員 数字的にはなかなかむずかしい問題じゃないかと私は思う。広い海における魚をとるのでありますから、計画的な生産をして、それをとるというわけじゃありませんから、むずかしいのでありますけれども、しかし畜産を考える場合において、水産の見通しというものがなくて、いたずらに畜産を振興するというようなことでは、これは困るのじやないかと思う。

農業基本法の根本的なものの考え方といふのは、その背景に大体米麦で約三分の一ぐらい、畜産で三分の一、それから畑作その他で三分の一のようないくつかの農業構造にしていきたいという考え方がある私はあると思う。そこで選択的拡大という方向にきたわけであります。ところがそのことは、水産物との関係を考えなければ、私はたやすくそういう方向を打ち出していくことはできないじゃないかと思う。世界の傾向は、水産物は非常な勢いで減つております。おそらく、五十年後には、海から人間が食べられるような動物たん白資源はできないということを主張しておる学者もある。しかし、逆に日本の漁獲高はどんどんふえておる、こういう世界的にはちょっと奇現象があるわけであります。ですから、計画がなかなか立てにくいということはあるわけだけあります。

政府としてはその辺の数字というものはある程度持っているのでありますけれども、しかし、畜産の地についた振興をやっていくということを考えると、畜産をやめていいのか立てもういい根柢的なことを考えて畜産をやめていかれるという態度があつてほ

しいと思う。私は、農林省における所管事項として、両方、水産局もあり畜産局もあるわけでありますから、それを考えてみるとならば、ある程度の、五年後、十年後にははどういうような変化をするのだという見通しを立てて、そこに合わせていくという政策があつてしかるべきだと思う。そういうことがないたために、いわゆる農家まかせのような変なかつこうになつておつて、そのこと自体がまた飼料の問題によけいな混乱を生えておる、こういうふうに見ておるわけですが、もう少し基本的な考え方を持つて畜産と水産との関係を考えてみるようなおつもりはございませんか。

○赤城国務大臣 確かに御説のとおりと思います。ことに水産はいま世界一のような状況でございますけれども、やはり世界の情勢からいってだんだん減つてくるというふうに私も見ていました。一方畜産関係は、農林省といたしましても、成長部門といいますか、最近店開きをしたといつてはあれですけます。一方畜産の歴史は古いで、本格的に扱ってきたのは最近でござります。そういう意味におきまして、いま将来の見通し等につきまして、御指摘のような面に欠くるところがあると私も思います。しかし、御説のとおり、水産部門と畜産部門、こういうものの将来の見通しをある程度つけまして、そういう線に沿うての力の入れ方といふことがおのずから出てこなくちゃならないというお考えにつきましては、私も同感でございます。そういう方向にお検討を続けていきたい、こう思つております。

業、日暮漁業その他にしても、大体見通しをつけて、陸上へ上がってきて何万羽もの養鶏をやらざるを得ないことになっておる。ヨーロッパにおいても非常に水産資源が少なくなっていることは事実なんです。そこで鯨をもって補おうということをして、盛んに南極のほうに行つて鯨をとってきたところから、現在は鯨が非常な勢いで減ってきておる。交尾期にあそこへ行つてみんなとつてしまふのですから、子を生まなくなつてしまふということで、たゞいへんな勢いで鯨が減ってきております。そういうことからいうと、やはりある程度の見通しをつけて畜産対策というものを根本的に考えなければならぬということを、私は重ねて強調しておきたいと思うのです。

10. The following table summarizes the results of the study.

れませんので、事務当局に答弁いたさ
せます。

○松平委員 私はこまかいことを言つてゐるわけじゃないのですよ。何トン何トンというこまかいことを言つていいのじやないのです。しかし、少なくとも畜産振興について日本の自給飼料は今までやっていくのだ何年で何多までやつていくのだということを大臣が

知らぬということはないと思うのです。事務当局でなくちゃ答弁できないということは——これは最も大事なことです。国の畜産の関係については、十年後に八〇%にするのだ、こういう何か目標に答弁させるということは私は納得できません。最も大事なことなんですね。大臣から答弁していただきたいと思う。そのことを大臣がこまかいから事務当局に答弁させるということは私は納得できません。最も大事なことなんですね。大臣から答弁していただきたいと思う。

○赤城国務大臣 いまちょっと事務当局と耳打ちしましたところ、草地が何町歩、何が何町歩ということでだいぶこまかいことを言っておるものですかね。そういう答弁はちょっと私からいへども、十年後においての自給飼料は七〇%以上にする、こういう目標で増計画の基本を立てておる、こういうことでござります。

○松平委員 私は、農林省のいろいろな統計を見ておりますと、もうことごとく違うのです。資料についてはもえり出してくる資料全部違う。私はもうどういうことであろうかと思っておるのですが、これは確固たる目標を立ててやつておるのじゃないのであって、十
○%というのもその当時の目安で立ったわけであって、その後畜産のほうはうんとふえているとか、それに応じて

自給飼料は追いつかないとか、いろいろなことが今日畜産については出てきておるわけなんですよ。ですから、私はもっと確固たる資料、統計によりまして、そうして目標を七〇%多なら七〇%達成するという予算措置をとっていかなければならぬと思うのです。ところが、今日もう所得倍増計画の半ばを過ぎるようなところになつておりながら、おかげ実は購入飼料のほうが金にすれば多いというようなことが現状なんです。そうなりますと、これは一体いつ七〇%多達成するという計画をいまお持ちになつてゐるか、そのことから伺つておかなくちやならないと思うのです。

だと私は思います。しかし、計画そのものは十年後ですから、四十六年にそういう七〇%の自給度にしていくという目標で策定といいますか、案を立てたということに相なっています。

○松平委員 畜産局は局としてはだいぶ古くからあるわけです。だから店開き早々ではなくて、私はちょっとおかしいと思う。私はかつてどなたかの農林大臣のときに、農林行政のウエートをどこに置くのだと聞いたところが、畜産局に置く、こういうことです。じゃどういうことをするのだと言ったら、農林省の一番頭のいい役人を畜産局に集めるのだ、こういうことを言っておりました。これは私は本物だと思った。やはりほんとうに頭のいい者を一番畜産局に集めて、そこでもって真剣に案を立てるというようなことをしなければならぬと思っていました。けれども、いまどうなつておりますか。

○赤城国務大臣 店開きは確かに古いのでございますが、ずっと前には馬なんかばかり中心でやっておりました。最近ほんとうの本格的畜産行政といいますか、それにタッチしてきたようなわけであります。でありますので、どの大臣が申されたか知りませんが、やはり畜産局は私は畜産局ぐらいにならなければならぬ、これぐらいに畜産のウエートを機構の上で考えておりました。したがいまして、畜産局の中には、頭のいい者を集めて計画をしてさしているのでございますが、この頭のよさも相対的なものでございます。松平さんみたいなわけにはどうもいきませんし、そういう意味におきまして、悪いところは直しながら、この頭のいい連中を督励してなお進めていきたい、こ

○松平委員 今までの畜産局の資料、それから年次報告等を見てみますと、たとえば三十七年度には家畜の伸び率が一五・七%伸びた、こういう統計が報告されているわけであります。ところが自給飼料のほうの伸びは、粗飼料において約七%、濃厚飼料において五・八%しか伸びておらない。それから三十八年度はたとえば牛は一四・三%伸びているとか、鶏は九・六%伸びている。ところが濃厚飼料は逆に減っている。三十七年度より三十八年度のほうが国内産が減っているというような数字が出でている。そのことはこの報告にもあるわけであります。私は非常な大きなか欠陥がどっかにあるのではないかと思うが、その欠陥は、体どこにあるのであります。つまり農林省が考えておった以上にどんどん畜産が伸びてしまつて飼料が追いつかなかつたということである。どういうふうに分析しておりますか。

○赤城国務大臣 三十八年度だけを特にとりまするならば、長雨のよくな影響もござります。しかしそういうものを持きにいたしますならば、やはり飼料の購入分がふえてきておると、国内産の、たとえばトウモロコシなどの量が非常に少ない、あるいは輸入のほうが自由に入ってくる、しかもその価格は安い、こういうような影響で購入飼料がふえておる、こういうふうに私は見ております。

○松平委員 その大臣の言われたあと、理由などというのはかなり私はあると思います。つまり、価格の面においては、外国のもののほうがいいから、どん

ん入れるの力たして貯蔵をすと出でておるのじゃないか。そのことはまた、実は全般的な食糧会計のあり方になろうと思います。価格の決定のしかた、そういうところにあると思う。たとえば大麦、裸麦のようなものはつくつともとても割りが合わぬというのもつて、おそらく十万町歩くらいうつ毎年減っているでしょう。ところがことしはそれにもかかわらず、外国から三十五万五千トンの大麦を家畜の飼料として入れるのだ、私は非常な矛盾があるんじゃないかと思う。外貨でもって三十五万五千トンの大麦を入れるので、一方において日本は国内において大麦の値段を安くしておるために農民はどんどんつくらない。私は国内でもってその辺の操作はできないことではないと思うのですが、大麦をつくらさないようにして外国から三十五万五千トンの大麦を輸入しなくならぬという理由は一体どこにあるのですか、それをひとつお聞かせ願いたい。

一
二

○松平委員 まさにそれを実行してもらいたいと思うのです。日本のいまのあり方というものは、国内の需給について国内産のものをつくらさないような価格政策にしておいて、そうして外國から入れていかなくちゃならない、こういう飼料対策というものが今日行なわれておるわけであります。大臣はいま価格調整をして云々というところでありますから、私はそれをぜひやつていただきながらぬと思ひます。

その次にお伺いしたいのは、特別会計の中の三十六億円、これはほとんど鶏が七〇%食べるものだということです。あって、したがって配合飼料のことを聞いておったわけあります。ところが、從来配合飼料はたん白質を高くしてカロリーを低くするという配合のしかたをしておったわけあります。最近は、逆にカロリーを高くしてたん白質を低くする、こういう学者等の意見によって変わってきた。だから鶏のとさかはますますきれいになつて卵を生むように見えるけれども、實際はたん白質を低くする、こういうものよりも、高カロリーとして生まない。配合飼料のあり方にについて一体どうということを考えておられるのか。ことに高たん白質、低カロリーといふものよりも、高カロリー、低たん白質のほうが飼料の値段が安くならないからやならないはずです。安く売れるのか。なるべくちやならないはずなのに、いままででは粒食を食べさせておつて今度は粉食にする、そして粉食の中には小ぬかや麦ぬかをかなり入れておるじゃないですか。私は實際に全購連等で取扱っておる配合飼料を末端においていろいろ聞いてみると、これは脂肪防により多い。しかしカロリーは非常によ

いにある。だからとさかは非常にぎれいだけれども卵は生まない、つまり輸卵管に脂肪が付着しちゃって早く卵を生まなくなるのです。こういう状態なんです。どうして一休こういうふうに初めの配合の比率というものを逆に変えてきたのか、この点を伺いたい。

○赤城国務大臣 どうもこれも御答弁できないと言うとおしかりを受けるかもしれません、非常に技術的な学問的な問題で、私もたん白質からカロリ一面に持つていていた理由というものはどういうことが実はわかりませんから、事務当局に答弁させます。

○吉岡説明員 ではお答えいたします。

三十六億の赤字は鶏という御質問でございますが、現在輸入飼料五百何万トンのうちの一番大きなトウモロコシとマイロ、これは先ほど申し上げましたように民間の貿易で自動承認制で入っておりますわけでございまして、これが大体三百六十万トンほどございます。これが大体配合飼料の一一番大きな原継料でございますが、配合飼料全体の使用割合を見ますと、大体七四%が養鶏用ということになつております。残りの一二%が養豚、乳牛につきましては約一〇%、そういう数量に一応私たちの推定ではなつております。それから政府の輸入する飼料といいますのは、一応ふすまと小麦、大麦、これが一番大きなものでございまして、これが三十六億の赤字のもとでございますが、これにつきましては相当部分が配合飼料に入っておりますが、大部分はむろん養鶏のトウモロコシ、マイロというものが配合資料の根源でございますので、三十六億が特に養鶏用というようには考えておらぬわけでござります。

それから低カロリー、高たんぱくと併せたん白、高カロリーという問題でござりますが、これは先ほど御質問にありましては、これは日本だけではないわけですが、世界的なもののおなじみの考え方としまして、畜産特に養鶏といふようなものを考えていった場合は、むろん高たん白といふものは消化し、吸収されし、そうしてたとえば卵を生ますといふふうなことを考えた場合でも、低カロリーといふのは消化なり吸収なりといふことがかえってうまくあいだにいかぬ、そういう意味でたん白度を少なくしてカロリー分を高めるといふ方向で持っていくと、いうのが畜産の、要するにえさの効率を上げるという意味で進歩である、そういう方向から一般的な考え方としてそういうようになつておるわけでござります。

る方がかなり多くなつてあります。それで、どうか知りませんけれども、しかしマイロの配合率を多くしていくば飼料の値段が下がらなくちゃならぬと思うのです。ところがそうではない。そこでこれをいままで粒食にしておったものをこのときから粉食に変えた、よけいに手間をかけて粉食に変えて、そうして値段は下げる、こういうことがあります。配合飼料については行なわれておる。一体どうして粒食を粉食に変えたのですか、これも伺っておきたい。

○赤城國務大臣 事務當局から答弁いたさせます。

○吉岡説明員 お答えいたします。

輸入の増大というものとマイロ、トウモロコシの関係について御説明をいたしますと、実はマイロの輸入が増えましたのは、確かに最近の趨勢でございました。その輸入先というのはアメリカが圧倒的な量でございます。三十カ年度についてみましても、トウモロコシとマイロと両方入れまして三百六十万トンというような試算をしておるわけでございまして、そのうちのトウモロコシは大体二百七八十万トン、マイロが六十万トン、そういうように一庫考えておるわけでございますが、トウモロコシとマイロというものの輸入がなぜふえてきたかということをごぞいますが、これは一言で言いますと、それがさとしての価値のわりに価格が安かつたということをごぞいます。実は輸ふしまを売る場合にも説明いたしましたが、同質のたん白質の価値……

○松平委員 粒食を粉食にどうして変えたかということを言えればいい。

○吉岡説明員 そのあとで御説明い

たしまして、これは、同質のえさの価値といふものは、同じような価格で持つべきでもあるというように計算いたしますと、ふさまといふものは現在政府が買入れる価格より安く売らなければならぬ。いうことがございます。それは要するにふさまにつきましては、同じようえさの価値が、トウモロコシなりマイクロ、大豆かすに比べて非常に割り高であるということの裏の証明でござります。

そういう意味で、えさの価値の成りから見て非常に値段が安かつたということと、それから特にそれが養鶏用に向いておった。そういうことで、非常にふえておったわけでございますが、粒食から粉食の傾向は、これはえさの規格のこととございますが、要するに消化、吸収、えさの効率といふものを考えた場合、今までのよう粒食といふやうなやり方より給餌の形態といたしまして、粉食にするほうでえさ効率として効率的である、そういうふうなことでこのよだんな方向に参りおると私たちは考えておるわけでござります。

○ 松平委員 時間がきましたが、もう一つ、二つ伺つておきたい。

もし効率をよくするなら、どうしてソ連のように流動食にしないか。養鶏についてほんと流動食でやっております。そうして注射のよだんなものがありまして、大きなタンクの中にこが入つておって、流動食で、それを鶏に一つずつ口を開けて胃の中に入込んでやつてある。これは一番効率があがるのである。もしやるのだったらが、はそういうことを研究してみたらどう

う松かきをえのく烟じつこづいか形はなにの吊れりがいとくなれふあも

かと思う。これは現にやつて いるの
です。

それからもう一つは、鶏ふんですね。鶏ふんのえさ化ということが今日行なわれておるわけでございますが、これは奨励をするおつもりですか。ど

うですか。今日出ているデータによりますと、大体鶏ふん四割、濃厚飼料六割が産卵率が一番いいのです。こういうことはあなたの方研究しておりますか。
○吉岡説明員 お答えいたします。
ソ連のその給飼形態なり鶏ふんの問題につきましては、私たちのところでもまだ研究不十分なところがござりますので、将来において研究を進めてまいりたいと思っております。
こととし、暫時休憩いたします。
○山中委員長 本会議散会後再開する

午後二時五分休憩

質疑を続行いたします。ト部政巳君
ト部委員 二十四日の委員会におきまして、文部大臣は、大学の自治は尊重する。この点は特別会計になろうともいささかも変わるものではないといふことを明言をされておるところであります。しかしながら実際問題といつましても、特別会計制度という重大な問題を大学側に相談もなく始めたといふことは、大学の自治を否定するものだ。私はこのように考へておるわけであります。安嶋課長のほうから、国大協と相談をし、かつ緊密な連絡をしたというふうな問題をるるこの委員会の中で説明をされておりま

したけれども、しかしそれは決して事実を語つておるのではない。と申し上げますのは、少なくとも国大協の批

判、いわゆる意見書の中にもあらわれておりますように、国大協の批判としては、「この制度の成文化及び実施にあ

たっては、大学の自主性が尊重されるべきことはいうまでもなく、また、この会計の運営上の重要事項については、国立大学側の意向が十分反映されるような方途が講ぜられるべきである。」こ

のようなことが述べられておる点を見ても明らかであると思います。私は、このことに対しまして、再びこれを蒸し返し、さらに追及をしようというふうには考えておらないわけであります。少なくとも大蔵省が秘密裏にこれの作成を進めておる。同時にまた大学

側の意見が十分に反映をされなかつたし、吸い上げようともしなかつたといふ点につきましては、二十四日の委員会で明らかになり、委員長自身がそのために参考人の呼び出しに同意をされ、かつその具体的な問題については

理事と相談^{云々}ということでありましたが、それとも現実に議事の進行上、合
同審査というような問題があつたために取り上げられなかつたことは事実といたしましても、その点を私は明確にいたしましたが、ひとつ質問に入つて、いきたい、このように考えておるわけであります。

そこで、安嶋課長のほうかられるる述べられておつた中に、国大協の意見を十分反映させるための内容というものをお示し願つたわけでありますが、すべての大学の充実、このことを願つておつたにかかわらず、大学間の格差といふものが一つも縮められていない。む

しろそうではなくて、大学だけではなくて、工業専門学校、さらには国立学校
くて、全般の経理としたという、この点につ

いてはいかがお考えなのかをまず第一に御質問を申し上げたいと思います。

いうお尋ねでございますが、御承知のように戦後専門学校等を母体とした
しまして大学に昇格したものと、従来
から大学であったものとの間に、教員
の組織なりあるいは施設、設備等にや

や差等のあったことは、これは御指摘のとおりでございますが、その後漸次この地方の新制大学等につきましても整備をいたしてまいっておりまして、その差は、現在においては次第に縮小されてきつつある状況だと思っております。ことに御承知のように昨年から

この地方の新制大学等につきまして、充実したものにつきましては、大學院を新たに設置するというような方針もとつてまいりまして、これによつて一そつその御指摘の格差といふものは縮まつてきつあるように思つ

たしましても、いわゆる学目の教官につきましては、できる限りの教授、助教授の配当等も最近において行なっておりまます。なお将来の問題といたしまして、これらの大学について施設なりあるいは設備の面で二期的な整備を行なつてまいりたいと思っております。

これらが両々相ましまして、この大学間の格差というものが次第に私どもとしてはなくなるよう努力をいたしたい、現実に大学間の差等といものをなくすようにつとめてまいりたいと思つております。

ましては、またあとから御質問をいたしたい、このように考えますが、いま格差の問題の中にちょっと含まれてお

話があつた、整備拡充をされる、こう
いう御答弁があつたわけであります。
一昨日ですか、大臣のほうから東大の

農場なり、さらに東大校舎等を売り払つて、それに伴つてあがる収益の中から、その悪い他校の校舎等を充実をしていくというような意見が出ておりました。同時にまた、そういうような

形で出てくるから、特別会計というものは皆さまたが御懸念なさるような御心配は決してないのだ、その点について積み立て金にいたしましても、みな大学に還元をされるのであり、同時にまた一般会計のほうから教育に関するそういう繰り入れがあるのであって、

当商する問題としては、大蔵省としてはむしろ反対をすべき法案であるにかかるらず、この点を踏み切って出したんだ、であるから御心配は要らない。こういうような御答弁があつたわけであります。その点について、ひとつ

いまの御答弁とからめて御質問をいたしたいのは、その点は条文のどういうところにあるのかをお示しを願いたいと思うのであります。

規定の中に、一般会計からの繰り入れ金が最初にあげてございます。これは要するに、昨年度までは一般会計でまかなかつておったわけでございますが、要するに一般会計の財源——税金を中心るものといたしますが、それから主たる経営費あるいは施設費というものの

が依然として入ってまいります。これが一つの道でございます。これは、こういう特別会計をつくりましても、運

用といたしまして、一般会計の予算面にも、この特別会計に対する繰り入れといったしまして文教予算の最重要な事

項の一つといたしまして、これが計上されるということに相なるわけでござります。

「この会計において、国立学校の附属病院の施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において借入金をすることができる。」ということになつたりますが、これは御議論もございましたとおりで、国立学校の付属病院、これはもちろん研究施設でござ

います。しかし、一面現実の医療行為をやつておりますので、それに伴いますところの収入があるわけです。その収入をもつて施設に充てるわけあります。しかしながら、収入は始終入るものでありますし、施設のほうはまと

めて要するものでございますから、あらかじめ将来の収入を見込みまして現実の施設を早くつくるということを操作する余地があるわけでございます。そういうことを利用いたしましてここで借り入れ金の制度を設けたということとでございます。三十九年度予算におきましては十億円ということになつて

おる次第でござります。
そのほかに、条文を追って申し上げ
ますと、第十二条にございますが、
「この会計において、毎公算年度の歳
入歳出の決算上剰余金を生じたとき
は、政令で定めるところにより積立金
として積み立て、なお、残余があると

きは、翌年度の歳入に繰り入れなければならない」という規定がございまして、以下積み立て金に関する規定が若干ございますが、要するに、従来でございますと、学校の関係は学校の予算ということで、一般会計に計上されてしましました予算でございまして、当然その範囲内で生活をいたしますわけですが、それに対する財源は一般会計として歳入面で用意されておる次第であります。しかしながら実際の実行にあたりましては、歳入は、実際に予算通りに超過することはあり得ませんが、学校関係におきまして資金的に余りが出てしまります。これらのものはまた来年度におきまして一般の歳入となりまして一般会計の一般の財源に充てる。あらためてこれを来年度——現実に予算的に処理いたしますのは再来年度になりますが、もう一同各経費に割り当てるにこなっているのでござりますが、その作業をいたします前に、この学校関係の剰余金をまずこの会計に留保してしまうということでござりますが、留保いたしました金はそのまままた来年度の歳入に入れていいわけでありますが、なお現実に余った金といたしますものははつておきたい。しかし現実に必要が生ずるのは、各大学、各学校それぞれの御事情がございましょう、将来まとめてこういう計画でやりたい、あるいはさしあたりはこういうことであるが、来年度あるいは再来年度こういうことが予想されるというふうな、それぞれの御都合があるわけでありますですが、一般会計におきましては、そういう事情は全部消されて資金的に

そのための用意をしておくことはできませんが、それを用意する道をこの二条において開いておるわけでござります。これが積み立て金の関係をまして、本件につきまして立案いたしました場合に、大蔵省いたしましていろいろな措置に踏み切った次第でございますが、この積み立て金の関係を別除いたしまして、これをこの学校会計そのものの帰属にいたしまして、もう翌年度以降はこれを一般の財源に充てないのだということにいたしましたことは、非常に多くの検討と議論を経た点でございますが、これは特別会計制度の非常に大きな特色であろうかと存じます。

そのほか学校の經營そのものを円滑にいたしますために、予算生活の拘束をなるべく苦痛の少ないものにするためにといふので、支出未済額の法定繰越しの制度であるとか、あるいは予算上におきまして弹性条項の制度であるとかいうようなものがござります。なお、この附則のほうにまいりまして、付則の第四項でございますが、「この法律施行の際一般会計に所属する資産及び負債で国立学校に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。」後に六項、七項等におきまして関連の規定がございますが、過日大臣より御答弁申し上げましたように、現在用に当つておりますところの資産はいろいろな形態でございまして、きわめて重要なもので、そのまま使っていくべきものもあり、あるいはもう使用の必要がなくなつたものもあるというような状況、一方で不足しておるものもあるというような状況でございますが、これらに

て、一方で新しい行政需要のために国有財産も処分してこれを歳入の財源に充てるという見地一点ばかりでは少し不十分である。これを活用するといふことにしなければいけないというような状況もございまして、そういうような関係から、いわゆる総括大臣としての大藏大臣の、そういう意味の配慮を強化することを考えておりますが、その一環の措置でございます。しかしこの協議に応ずるということだけございまして、協議と申しましても、当然法律のたてまえに従うわけでありますから、この特別会計ができますと、この特別会計に帰属いたしております財産処分をいたしますという場合には、当然処分する必要があるかどうかといたことは学校がおきめになることであります。それによる財源はこの会計に入る。この原則は何ら変わりはございません。なお学校のほうでは要らないう。しかしこれを売りたいというときに、行政上必要があるからこれは一般会計が使うのだとか、他の会計が使うのだとかいうような場合は、そのほうが適当であると思えばそういうことになりまするが、その場合は有償ということになりますして、一般民間に売る場合と同じ収入の利益が、この会計の利益に入るようになるわけであります。

別会計のほうの収入でありまして歳出となりますと、これは歳出の執行といふ形で予算が執行されるわけでござります。具体的に施設の整備等を行ないます場合では、これは事業の実施計画を立てまして、個別に文部省が内容をきめまして大臣に協議をして決定をする、こういうことでございます。したがいまして、歳入がストレートに歳出に結びつくということは理論上はないわけでございます。歳出は歳入といたしまして、実施計画を立てまして大臣に協議をする。歳入の配分について協議をするということはございません。

いたしますならば、少なくとも余剰金に触れたのでありますけれども、実際問題として、自主管理という問題から主運営をしていく立場というものが取られなくてはならないという希望があるわけなんです。この点は無視されるということは否定できないと思うのですが、この点についてはどうですか。

○下部委員 前から委員会の関連の中でひとつ御判断を願いたいのですが、何も独立の会計を別個に立てていけないなどという答弁がなされておりますが、この間の委員会の中でも触れましたように、四十年の帝国大学の特別会計法の中には、明らかにそういうことがあるわけですね。これは私が読み上げなくともおわかりかと思いますが、政府資金により生ずるいわゆる収入、授業料、寄付金その他の収入をもつて、その一切の歳出に充てることを許し特別の会計を立てしむると、こうあるのです。何も諸外国ばかりではなくて、帝国大学の特別会計法の中にもそれを見ることができるわけです。そういう面の中で、大学側もそういうむちゃな、わが国の憲法に違反をするようなことが述べられるはずがないのでありますから、そういう点についての自管理という問題を無視したということについては、何としても否定できません。いだらうと思うのです。この点については答弁の余地がないと思うのですから、この点はこの点で進めていきたいと思います。

○中尾政府委員 一般会計の収入をも減るようなことはない、この点は確認してよろしゅうございますか。

ちまして国立大学の主たる経営をやつしていくということの体制は、特別会計を設けましても何ら変更されるものではございません。それにプラスしてほかの財源も動員できるということに御理解をいただきたいと思うのであります。したがって、予算の金額のこととござりますから、そういう意味で御理解をいただきたいと思いますが、この特別会計をつくることによりまして從来の金額を減らしてしまうというつもりもございませんし、そういうこともないと存じます。

○ト部委員 そうすると、再確認をいたしてまいりたいのは、今度の歳入予算額として一般会計からの受け入れ並びに借入金、付属病院等の収入、授業料及び入学検定料、学校財産処分収入、雑収入、こういうことになつておまりまして、その中に占める一般会計からの方の受け入れが八〇%になつておるわけですね。そのような形の中で常に八〇%を下回るものではないということに確認ができるわけですね。この中に含めるものと同じよう……。

○中尾政府委員 いまの率の点はどういうふうに伺つてよろしいか存じませんが、この率 자체は別に意味はないのですが、社会保険あたりにおける國庫負担率というような問題ではございませんので、元来が国立学校の經營でございまするから、経営に伴いましてある収入があることは事実でございまするけれども、もともと収益事業じやないのありますから、主たる財源でございまするから、経営に伴いましてある國庫負担率といふような問題ではございません。

は必要に応じまして一 般会計から見ると、いかにも原則であります。たゞこのほかに許されるこういう財源を特例化しまして学校にすべて還元する、なほその整理がやりやすからうということだけのことであります。したがいまして、今後とも国立学校の経費といふのにつきましては、経営費にせよ施設費にせよ、財政の許す限り重要な事項をいたしまして今後の予算編成において取り扱われることと存じます。しかし今度は、この特別会計が発足いたしましたことによりまして、ここでも定いたしておりまするような手段によるところの財源がまた非常に出てくれば、またそれはそれではばせるだけ伸ばしていきたいといふのが私どもの気持ちでございます。

用いましてこの学校のために充てていくといふことは從来と何ら変わることころはございません。それは毎年の財政の状況に応じまして、現実の需要に応じまして、不自由のないようやつていていきたいというのが私どものこの法案を立案いたしておりますところの趣旨であります。なおそのほかに、学校自体収入がござります。この収入につきましては二つございまして、生徒の負担になるようなものだとか、そういうようなものは特別会計をつくることによりまして、先ほど来御質疑にも企業性云々というようなことばもございましたが、もちろんそういう面であることは企業と言えるかもしませんが、収益事業ではないのであります。授業料はどういうふうにするのかといふことは授業料自体として検討すべき問題である、そういうことはそういうことでありますて、特別会計をつくるからと申しまして、これを何らかの割合にステイックするかどうかという問題とは関連させておりません。

なお施設の点でございますが、これは立地条件が変わるとかあるいは様式が変わるとかいうようなことで換価して、また新しいものにかえるといふようなことを主たるものといいたしますものでございますから、財産価値としては増減はあまりないことになると思ってますが、使用価値としてりっぱなものになるということを主としてねらつてゐるわけでありまして、こういうようなものにつきましては、いまの八〇%とかなんとかいう割合ではなくて、国庫のほうもできるだけ出します。しかしこつちのほうもできるだけ伸ばして

しも民間の採算に乗らないような場合も多うございます。そういうような場合実もございますが、何と申しまして治療ということが中心になつておる施設でございます。したがいまして、そのベースにおいての取り扱いになるわけで、大学病院につきましても病院ということとござりますから、同じようなものであります。ですが、目的が違います。したがつてそういう観念でこれをとらえるということ自体がおかしいのであります。したがつてそういうたてまえからわれわれは何ものも意識しておらないわけでございます。今回制度におきましてもそうでござります。何か過日どなたさまか特別会計として病院だけでどうかというような御意見もありましたが、われわれはそういうことにつきましては実態がすでにござります。

○ト部委員 付属病院と国立病院とは

大体性格が違うとおっしゃつておつ

ても、事実は医療機関ですね。それに加

えて地方に行っても、付属病院なんと

いうことになりますとむしろ国立病院

あたりより、それからもうろろの病院

よりも、医大などといつたら権威があ

るものとされているわけです。わんざ

わんさと押しかけておるという現状は

これまた否定できないわけとして、こ

の点では答弁は必ずしも私は納得でき

ないと思うのです。

そういうことでありますならばひと

つお伺いいたしますが、企業収益を上

げるためにハッパをかけないといふ

と、それからもう一つは膨大な無給

医があるのですが、この無給医も特別

は研究生というような名称で、各大学

会計と違うのですから、もちろん定員の中に入れてこれを定員化する、こういうかつこうになると思うのですが、もう治療ということが中心になつておる施設でございます。したがいまして、そのベースにおいての取り扱いになるわけで、大学病院につきましても病院ということとござりますから、同じようなものであります。ですが、目的が違います。したがつてそういう観念でこれをとらえるということ自体がおかしいのであります。したがつてそういうたてまえからわれわれは何ものも意識しておらないわけでございます。今回制度におきましてもそうでござります。何か過日どなたさまか特別会計として病院だけでどうかというような御意見もありましたが、われわれはそういうことにつきましては実態がすでにござります。

○中尾政府委員 ただいまの問題は、

無給医のおりますことも事実であります。

したがつて予算の内容ができるお

面もございます。しかししながらこれ

はこの特別会計の設置とは全然関係が

ございませんので、むしろ医育制度を

どうするかという問題の回答の問題で

あります。しかししながらこれ

はあらうかと存じますが、それらの点に

つきましては文部省当局あるいは関係

の省といったようなところで御検討に

なりました暁には、われわれのほうも

できるだけこれに協力いたしたい、こ

う考えておりますが、さしあたり本

件、特別会計の問題をいたしまして、

どうこうといって申し上げることはございません。

○ト部委員 特別会計になると、やは

り収益性の問題が何といつても出でく

るわけなんです。そういうとき、い

ま全然その問題は関係はないと言ひな

がらも、現実に収益を上げるために下

のほうで労働強化なりさらには定員の

不足、さらにその点の合理化というも

のがしわ寄せされてくるといふこと

が、将來は三分の一は定員化したい、

たわけです。そろいたしますと、いまの

答弁とのからみ合わせですが、大体病

院に来ていなければならぬということです

ますので、今後その点につきましては

十分努力いたしたいと思つております。

○ト部委員 一部といふことは何名で

ござりますか、ひとつ具体的に。

○小林(行)政府委員 三十九年度にお

きましては二十人でございますが、三

十七年以来合計として百三十人くらい

の定員化をはかつております。

○ト部委員 五千名もおる中で二十名

だとは、それは実際どういふことで

しょうか。さらに将来といつても、百三

十名という。実際問題としてこの五千

名の無給医がおるから病院がまかなか

れておるという現状もあるわけでしょ

う。この点についていかなる考え方を

持つておられますか、ひとつお伺いをいたいと思います。

○小林(行)政府委員 私どもの資料で

は、ただいま御指摘のありましたよう

な、大きな数のいわゆる無給副手が出

ておりますけれども、その中には金然

規の学生と申しますか、研究空生とい

う形で身分を持たせる、いわば一種の学

生として取り扱うのが妥当ではなかろ

うか。したがつて実際に診療に必要な

勉強をするという目的で来ておる者

が多いようございますので、そ

いふたものにつきましては、学生に正

めに申し上げて、国立病院の場合

にはたいぶ整理統合が行なわれてお

ります。これは私は当然特別会計からし

み寄つてくる結果だらうとは思つて

いらっしゃいません。し

ると思うのです。率直に言うならば、

大学に就職をすると言うとおかしいの

ですが、研究するという名目のもとに

こき使われ、さらにその中でかなりの

役割りを果たしておるというのが現

状だ、こういうふうに私は思うわけで

おまえは学校の研究のために入つて

くるんだからといふ、人間の弱みをと

らえながら使用しておるというのが現

状だ、こういう面におきまして、この三

点につきましては努力をいたしたいと

思います。

○ト部委員 先ほどの答弁の中にもあ

りましたけれども、はたしてそのことを

必要があるのかどうかといふことを

十分見きわめまして将来的問題を考え

たいと思います。こういう答弁があつ

たわけです。そろいたしますと、いまの

答弁とのからみ合わせですが、大体病

院に来ていなければならぬといふことは

とういうことです。もし使っておると

いうことになりますと、これは問題が

ありますよ。その点はどうですか。

○小林(行)政府委員 その三分の一以

ういうことになりますと、これは問題が

ありますよ。その点はどうですか。

○小林(行)政府委員 その三分の一以

ういうことになりますと、これは問題が

ありますよ。その点はどうですか。

○小林(行)政府委員 までは、計画を立てて財政当局と御

折衝申し上げておるわけでございます

が、まだ完全な御了解はいたいでお

りませんけれども、最大の努力をいた

しました、できるだけ早い時期に定員

化をはかつてまいりたいと思っており

ます。

○ト部委員 この点を最後と言つて申

しわけなかつたのですが、もう一つ質

問をいたしたいのです。

○小林(行)政府委員 率直に申し上げて、国立病院の場合

にはたいぶ整理統合が行なわれてお

ります。これは私は当然特別会計からし

み寄つてくる結果だらうとは思つて

おるわけでございます。

ですが、大学病院の場合にはそういう面について整理統合するというようないふうがないか。これは率直にいうならば、国立大学の場合におきましては、学部ごとのいわゆる整理統合といふの点についてはないのでしょうか、あるのでしょうか、その点をお伺いいたします。

○小林(行)政府委員 国立大学の病院の整理統合ということは從来実施いたしました。

○ト部委員 いや、私が質問したのは、文理学部の問題です。

○八木政府委員 国立大学の付属病院の性格は、あくまでも学問の研究というところに主体がなければならぬわけでありますから、学校の存する限り、これを統合したのでは意味がないわけでございます。その意味で大学付属病院を統合しようという考え方方は持っております。

○ト部委員 だから、質問は最後まで聞いていただきたいのは、国立病院の中には不良病院といふことで統合されるけれども、それと似たような形の中で大学病院の場合には、病院 자체は統合されることはないでしょう。しかしながら実際問題として、各大学の学部の統合が行なわれないかどうかといふことを私は聞いておるわけです。たとえば文理学部の問題ですが、そういう問題はどうか、こういうことを質問しておるのです。

○小林(行)政府委員 御承知のように大学 자체の持っております学部を統合しましておりません。御指摘のございました文理学部につきましては、これ

は戦後旧制の高等学校等を母体とした学部ごとのいわゆる整理統合といふの点については、あるのでしょうか、あるのでしょうか、その点をお伺いいたします。

○ト部委員 が、それ以外の学部と比較いたしまして、実はこれに対するいろいろの批判もござります。いわばその卒業生が比較的力が弱いというようなわれ方をしておりますので、この文理学部の将来の問題といたしまして、さらに強化充実する方向に研究をしていきたいでございます。そこでその卒業生が迫つてまいりますので、文部省としてはできればそういう整備強化する方へ向研究をしていきたい。こういうふうに考えておるわけでございます。

○ト部委員 そういうか、こうの中では、人件費を特別会計の中に入れる、こういうことになりますね。そうなると、実際問題としては、これは問題が出てくるというように考るわけですが、その点はどうでしょうか。

○小林(行)政府委員 整備強化の方向がきまりまして、また国立学校設置法等で法案を御審議いただきますれば、当然これに必要な教官の増といふことも出てくるわけでございまして、その人件費等も国立学校特別会計に組み込まれるというにならうと思います。

○ト部委員 その問題は別にいたしましても、人件費がこの特別会計の中に繰り入れられるということになりますと、かなり問題を提起していくと思うのですが、共済組合の掛け金の短期、長期の問題にいたしましても、一般会計から繰り入れられるものと、さらには特別会計から出てこなくちゃならぬ

と、かなり問題を提起していくと思うのですが、共済組合の掛け金の短期、长期の問題にいたしましても、一般会計から繰り入れられるものと、さらには特別会計から出てこなくちゃならぬ

と、かなり問題を提起していくと思うのですが、共済組合の掛け金の短期、长期の問題にいたしましても、一般会計から繰り入れられるものと、さらには特別会計から出てこなくちゃならぬ

金分でございますが、これは、国立学校関係の職員分は特別会計にすべて計上しております。ですから、長期と短期でもござります。いわばその卒業生が比較的力が弱いというようなわれ方をしておりますので、この文理学部の中に入ることについて矛盾がないのか、むしろ一般会計のほうからそういうものは負担をすべきものではないのか、この点についてはいかがですか。

○中尾政府委員 一般会計も特別会計も要するに、同じ国で、ただ整理の勘定でございます。ことにこの会計のときは、経常的な経費のほとんど全部は一般会計で見ることになるわけであります。何らかの、内容の充実なりなります。何らかの、内容の充実なりなりには、すべてこれは一般会計の問題として取り扱われる事になるわけですが、その点はどういうふうに考るわけでございますから、その点はどういうふうに考るわけでございます。何らかの、内容の充実なりなりには、すべてこれは一般会計の問題として取り扱われる事になるわけですが、その点はどういうふうに考るわけでございますから、その点はどういうふうに考るわけでございます。

○ト部委員 おるので、足りないということになれば一般会計という会計でございます。何らかの、内容の充実なりなりには、すべてこれは一般会計の問題として取り扱われる事になるわけですが、その点はどういうふうに考るわけでございますから、その点はどういうふうに考るわけでございます。

○ト部委員 別段問題がないといつても、問題があるから言つておるわけでも、別段問題はないかと存じます。

○ト部委員 別段問題がないといつても、問題があるから言つておるわけでも、別段問題はないかと存じます。

○安嶋政府委員 共済組合の国の負担もございません。同じく、この点についても、別の歳入歳出を意識いたして特別会計が迫つてまいりますので、文部省としてはできればそういう整備強化する方へ向研究をしていきたい。こういうふうに考るわけでございます。

○中尾政府委員 学校はやはりそういう一つのまとまとた營造物としての仕事でございますから、これをもって特別会計が、専門性といふものが、それがおかしいというのは、あるいはこの点についてはいかがですか。

○ト部委員 ですから、長期と短期でもござります。いわばその卒業生が比較的力が弱いというようなわれ方をしておりますので、この文理学部の中に入ることについて矛盾がないのか、この点についてはいかがですか。

○中尾政府委員 一般会計も特別会計も要するに、同じ国で、ただ整理の勘定でございます。ことにこの会計のときは、経常的な経費のほとんど全部は一般会計で見ることになるわけであります。何らかの、内容の充実なりなりには、すべてこれは一般会計の問題として取り扱われる事になるわけですが、その点はどういうふうに考るわけでございますから、その点はどういうふうに考るわけでございます。

○ト部委員 おので、足りないといつても、問題があるから言つておるわけでも、別段問題はないかと存じます。

○ト部委員 別段問題がないといつても、問題があるから言つておるわけでも、別段問題はないかと存じます。

○ト部委員 別段問題がないといつても、問題があるから言つておるわけでも、別段問題はないかと存じます。

○安嶋政府委員 共済組合の国の負担もございません。同じく、この点についても、別の歳入歳出を意識いたして特別会計が迫つてまいりますので、文部省としてはできればそういう整備強化する方へ向研究をしていきたい。こういうふうに考るわけでございます。

○杉江政府委員 国立大学への寄付がますよう、要は学校の合理的な運営にあるわけでありまして、それに必要な財政措置をどうするかという問題であり、その主たる手段は一般会計の税負担でございます。特別会計とおっしゃいますが、特別会計の予算の内容は大部 分は一般会計の査定できまるわけですが、その点においては従来と大差はない。ただ特別会計独自の操作によりましてあるプラスかつくというだけであるというふうに考えられますので、心配はないことであるというふうにお答えできると存じます。

○ト部委員 その点の討論をしても始

めで、その点においては従来と大差はない。ただ特別会計独自の操作によりましてあるプラスかつくというだけであるというふうに考えられますので、心配はないことであるというふうにお答えできると存じます。

○杉江政府委員 その点においては従来と大差はない。ただ特別会計独自の操作によりましてあるプラスかつくというだけであるというふうに考えられますので、心配はないことであるというふうにお答えできると存じます。

○ト部委員 その点においては従来と大差はない。ただ特別会計独自の操作によりましてあるプラスかつくというだけであるというふうに考えられますので、心配はないことであるというふうにお答えできると存じます。

ということについて御承知だつたらお伺いをいたしたいと思います。

○松江政府委員　具体的な問題、具体的な事実といふふうなことは、私何うておりません。むしろばく然たる危惧の念であったように承知いたしております。

○小林(行)政府委員 防衛大学校の学生を大学側がそのまま受け入るというような話は私どもは全然大学当局者から承っておりません。

○ト部委員 では、受験に來たというところについてお聞こね下さい。

○ト部委員 これはそういうふうな局長のお話ですからあえて名前は申し上げませんが、名前を言おうものならば、それこそまた、公務員法か何か知りませんが、処分に関係してくるのだろうと思うのですが、ともかく某大学に入学している人もありますが、受験に来た方もおるわけでしょう。同時に、大抵のところ、右肩へをのぼら

ところのいわゆる寄付金というものが、当然なくなってくる、こういうことから、彼らの反撃だというふうに私は考えますが、しかし、いまのこの自衛隊の問題は、なんかにつきましては、将来の大きな問題であります。今度の防衛庁の予算案、自体が大幅にふくらんでいるところを見ましても、私は、そういう点の予算案、

うなんです。でありますから佐賀大学の場合はおきましても今中さんの場合であります。この点についても、そろそろよいうよいうな学長を持つてきては工部ができなくなりますよという問題を文部省のほうからやるのではなくて、教授連から言わせるように方向づけてきておる。この事実は私は否定できません。

10. The following table shows the results of a study on the relationship between age and income. The data is as follows:

では、そのままの自分で入ってくる。ところが、東大だとか京大だとかというようななかで、裏口から入れないような学校については、自衛大学の学校をやめた、実際身分はあつたとしてもやめたということでもって各大学に入ってきておる。こういう事実についても御承知りよませい。

○小林(行)政府委員 私ども、ただいま御指摘のようなことは大学当局から聞いておりません。

○ト部委員 委託学生は大体どれほどおられますか。

○小林(行)政府委員 私ども、まだそ

まことに問いかわせたところ、そのように裏口のほうから入つていける人についていては、身分はそのまで入っていきます、しかしながら、やかましいそういうような状態の学校については退学という名目で入ります、しかしながら、退学をしておっても、自衛隊としては、その身分は自衛隊の大学生だということで保証いたしますという、こういうことが明らかになっているわけですね。その点が把握できないなどといふことは、やはり問題がそういうことで提起されているだけに、知らないと云うことは、それは知らないと言えば知らないといふことです。しかし自分がいる大学のほうから入つていける人についていては、身分はそのまま入っていきます、しかしながら、やかましいそういう名目で入ります、しかしながら、退学をしておっても、自衛隊としては、その身分は自衛隊の大学生だということで保証いたしますという、こういうことが明らかになっているわけですね。

笑つておるわけですが、またそういうことはないといふことを言つておりますけれども、実際はそういう点については真剣に考えていかなくてはならぬことだといううに考えております。

次に大学の自治の問題に入つてまいりますが、先ほどいろいろ大学の自治の問題については触れましたが、その点について具体的に触れてまいりたいと思いますが、今日、安嶋校長あたりは絶対に自治を侵したことではない、同時に灘尾大臣も、この点については覺えないというようなことをおっしゃつ

いと思ひのとおりであります。それで、さういふかへこむをいたしまして、らばなぜ早く発令していいかないかといふ問題もありますが、こういう点は熊本、佐賀、北海道、鹿児島等の大学にもあらわれてきておりますが、これではたして自治を侵さないと言えるでしょうか、その点もう一度お伺いしておきたいと思います。

○小林(行)政府委員 私ども初耳でござりますが、佐賀大学に工学部を持つて、いたいというようなことは今まで伺つたことがございません。ただいま御指摘のございましたような大学について、学長の選考に文部省のほうからくちばしをいれたというような事実は今まで全然ございません。

らばなぜ早く発令していかないかなどと、う問題もありますが、こういう点は熊本、佐賀、北海道、鹿児島等の大学ははたして自治を優さないと言えるでしょうか、その点もう一度お伺いしておきたいと思います。

○小林(行)政府委員 私ども初耳でござりますが、佐賀大学に工学部をつくりたいというようなことは伺ったことがございません。ただいま御指摘のございましたような大学について、学長の選考に文部省のほうからくちばしをいれたというような事実は今まで全然ございません。

○ト部委員 だから先ほど申し上げましたように、開き直ればそういう形に

とその上りに現在まだ外へ一泊も
ません。

うなことがありますならば、大学業当局者のお気持ちもいろいろ伺つてみたいと思つております。

は済まぬと思ふのです。しかしその点についてはあえて申し上げませんが、しかし、その点について十分調査をして、その真相を明らかにし、この委員会まで

や佐賀大学、さらには北海道大学等におけるところの不当干渉、いわゆる学長選挙にに対する不适当干渉の問題が出てきています。この点に對してどうい

なるだらうと思ひますか、そういうふうに表面的には圧力は加えられてないにしても、この四大学に対しましてはそのような形の圧力が加つておる

なるだろうと思いますが、そういううううに表面的には圧力は加えられていないにしても、この四大学に対しましてはそのような形の圧力が加わっておるということを私は率直に指摘をいたしたいし、もしそうでなければ、文部省

なるだろ」と思いますが、そういううらうに表面的には圧力は加えられないにしても、この四大学に対しましてはそのような形の圧力が加わっておる。ということを私は率直に指摘をいたしたいし、もしそうでなければ、文部省自体が早くこの学長の選挙をやれ

なるだろうと思いますが、そういうふうに表面的には圧力は加えられないにしても、この四大学に対しましてはそのような形の圧力が加わっておるということを私は率直に指摘をいたしたいし、もしそうでなければ、文部省自体が早くこの学長の選挙をやれ、いま候補にのぼつておるそういう問題の人々をなぜ早く学長にせぬのかとよくなかったところで、むしろこの事態の

たり、さらに電子工学なんかの問題があるわけですが、そういうところにどうしても託していくなくてはならない

御指摘のようなことが問題になつたことはございませんので、私どもとしても把握はいたしておりません。

んと各大學に寄付金がいく、こういうふうなことになつてくるとしましたならば、今まで私大に加えられている

ます。文部省が学長の選挙に干渉した
というような事実は全然ありません。
○ト部委員 確かにことばの上ではそ

推移を見守つておるというのではなくて、その点をやつていくべきではなかいか、このように考えておるわけである。

校の施設というものは、いままで出
うように進んでおりません。いわんや
大学等の施設につきまして、ことに古
い大学等におきましては、教室その他の
につきまして……。(それは一般会
計でやらないだけなんだ」と呼ぶ者も
おり)それが財政の状態からいけないわ
けでありますて、だからそういう問題
を少しでも——特別会計によっていた
しますれば、剰余金は積み立てをする
とか、あるいは從来処分した財産につ
きましても一般会計に繰り入れられら
れ、そしてこれは必ずしも文部省だけ
でなくして、ほかのほうにも振りまくと
いうことになるわけでござりますの
で、今度は特別会計にしてそうした二
般会計に繰り入れるような問題も特別会
計のほうへ入れて、これが自由に使
える、こういうことになります。また一
般会計の繰り入れについても、大臣
も言っておられますし、しばしば申
ておるのでございますが、この特別会
計を認めた際の来年度の予算におきま
しても、昨年よりよけい計上いたして
おるわけでございまして、これを計上し
て絶対必要なものは、今後とも一般
会計に繰り入れるだけの予算は、当然
大蔵省としてもこれを認める、こうい
うことになるのでござりますから、私
は、そういうような意味合いにおきま
して、絶対に特別会計になるために國
立大学が不利になるというようなこと
は考えておりません。

大学の入学は国立大学といえどもかずつとふえるわけです。その増強対策だとあなたはおっしゃいますけれども、一般公算予算に金を出したらできるじやないですか。特別会計にしなければならぬという本質的な理由の御説明にはなりません。その説明がない限り私たちのほうは上げるわけにはいかぬですよ。

○綱繩政府委員 御承知のように、一般公算の財源にはやはり限度がござります。まあ今度は所得稅法の改正につきましても社会党の方々は、非常に反対をされました。税金をもつとあわして國の財政がよくなればそれはできますけれども、そこまではやはりこれには限度がござります。(「それはおかしいよ」と呼ぶ者あり) それもありますけれども、それは税金の限度もあるのです。私はそう思つておるのであります。私はそう思つておるのであります。

そういう意味でござりますから、やはり野原委員が言われるように、一般会計でも何でもできるのじやないか。財政全般からまいりますれば、そう簡前には私たちは踏み切れない、そこで莘心慘さんをいたしまして、そうして何とか少しでもよくいくようにする、ういうことで特別会計にいたほうが有利だ、こういうような考え方で提出をいたしたわけであります。

○野原(覺)委員 どうも承服できました。いや文部省側に働きましよう。この問題は、いま綱繩さんの御答弁を聞いて、全く答弁になつていないのであります。木質的な理由は何も説明できないです。

そこで文部省にお尋ねいたしますが、これはあなたのほうの主張で大蔵

省にお願いしてこの特別会計ということがどうなったのかどうかということです。どちらが先に言い出したか。

○八木政府委員 先ほど来お話をありましたように、戦前の特別会計制度と今回の特別会計制度とは違いますけれども、戦前の特別会計制度はいわゆる資金制度で、その資金の利益によってまかなっているという性格であつた。実は大学側にも戦前のよきといふものにいわゆる郷愁を感じておられる方々そういう方々のほうから特別会計制度をひとつ考えたらどうかという意見はあつたわけでございます。しかし資金制度に変えるということは現在の状態の中でなかなか困難でござりますので、その意味で今までわれわれのほうからは積極的にいつの時点から特別会計に踏み切るというようなところまで進んでおりませんでしたが、しかしその意のあるところは大蔵省側にも申しておつたところでございます。今回の時点については、すでに御承知のとおり、多年の懸案であった特別会計制度を、この際いわゆる大学急増というものを目前に控えたこの時点でひとつやってやろうということで、最終段階におけるイニシアチブはどこがとったかといえば、これは率直に申し上げて大蔵省側からお話をあつたということは事実でございます。

○野原(覺)委員 それでは、今度の国立学校特別会計について、大蔵省側からいつ正式にお話をありましたか。

○八木政府委員 もちろん今回の予算折衝の過程でございますから、正式にしなければ急増対策もできなければ十二月の初旬でございます。

ば、教員の待遇もよくならぬし、施設もよくならない、こういうことをお考えになつてやられたようです。それは私がそう言うと、心中じくじたるもののが大蔵省にあると思う。だから、それはこれからおいおい明らかにいたしてまいりますが、大蔵省のほうで特別会計にしたほうがよいという結論を一体いつ出されたのか、それをお聞きしたい。

○黒縫政府委員 文部省当局と内々話を始めたのは七月ごろでございます。予算編成の作業に当たつた當時でござります。というのはすでに中教審の答申にも慎重を要するということはありますか、やはり特別会計にするという問題も二回くらいあって、三回目くらいには慎重を要するということに変わつてしまつたようですが、一應問題といたしまして中教審のほうでも特別会計の問題は考えられておりましたので、大蔵省としてもいろいろそういう問題もありますので、その問題を取り組み、結局特別会計にすれば今まで一般会計でやつておるよりもさらに有利な形で設備施設のほうもできるのじやないか、こういう判断を持つたわけでござります。さようなことで、先ほど文部政務次官から話がありましたように、十二月の初旬に正式に文部省に申し入れた、こういうことになつております。

○野原(鶴)委員 予算編成はおそらく十月ごろから着手しておる、十二月初旬といえば、予算編成は終わつて、そして大蔵省としては予算の中身についてそれぞれ各省との折衝が相当活発に始められておるところなんです。そのとときに文部省に正式に言い出したのです

なつたわけです。
そこで、私が疑問にたえないのは、これは率直に申し上げますが、いま齋藤さんは中教審ということを言われたが、この種の学校財政制度等については、中央教育審議会というのが文部大臣の諮問機関として、教育の最高の権威ある機関としてずっと置いてきておる。一体中央教育審議会に対して、それでは文部省のほうはどういう諮問をしてきておりますか。中教審は国立学校特別会計についてはどういう意見を具申しておりますか、これをお聞きしたい。

別会計が運用されていくということは間違いないことでございます。それだけに、中教審なりあるいは国大協会あたりが心配しているような形でこから後も一般会計を中心にしてこの特別会計が運用されないことは言うまでもないことであります。ただしかし、これでなければならぬのかという質問で先ほど繰々政務次官のほうにお話があつたようでございますが、これでなければならぬという言い方は、八〇多に及ぶ一般会計の投入の実績からいっても、その発言はなかなかできがたいことだと思います。しかし、このやり方と一般会計方式の今までのやり方と、どちらがベターであるかといわれるならば、今回のこのやり方のほうがよりベターである、だからわれわれはこれに積極的に賛成し、皆さんに御審議を願つておる、こういうような形でございます。

特別会計ということになれば、あるいは国立大学に対しても国立高等学校に對しても、あなた方がしそういらっしゃる言つておる、大学の自治を尊重する文部省でござりますから、その意見も十分聞き、教授会でも十分練ってもらつて、その意見も聞き、やるのが中教審の言つた慎重なる検討じやございませんか。中教審がこのようないな学校制度——つまり中教審では、明治四十何年以來からずっと特別会計制度の沿革がある、そして昭和二十二年まで特別会計でやつてきた、これはある場合には七つの帝國大学だけの特別会計を廃止して一般会計になつた、今度はまた、いろんな経過をたどつてきておる、そして昭和三十二年に特別会計を廃止して一般会計になつた、今度はまた特別会計だ、こういうネコの目をかえる、こうなことをやられたのではいけない、よほどの確信を持って当局は学校教育の財政制度を確立する必要があるから、慎重に検討しなければならぬと申教審は昭和三十八年に答申をしておるじゃないか、慎重な検討と言えますか。昭和三十八年、去年の十二月十九日に大蔵省から話があつて——十二月十九日といえどもう年の暮れだ。そうして、一月の何日かには各大学に意見を出せ、その意見をとつておかないと大学の意見を聞いていないんじゃないいかといつて国会からたたかれるから、一月の二十何日に意見を出しなさいといつて強制的に取り立てた。東大の今度總長になつた大河内さんは憤慨しているじゃないか、ばかにするなど言つておるじゃないか、あなたはそういうことを知つていますか、大河内さんはおこつておりますよ。こういう人をばかにした話があるかと言つておる

なければならぬというものを十二月十九日に聞いて、そうしてもう大蔵省には頭を下げておかないと文部省の要求は予算は何しても通らない。あなたの方の正当な要求すべき予算があればどんなん大蔵省にすわり込んででもやつたらいい。大蔵官僚の鼻息をうかがって、とにかく大蔵省から天下り的におろされてきたものは、十二月十九日といえば予算編成の重要な時期であるから、これはどうしてものまざるを得ないのじゃないかというのでんだのが文部省の実態じやないか。第一、こういうような特別会計に切りかえるならば、その言い出しへ文部省がすべきなのだ、しかも文部省は一年前に十分諸般の意見を聞いて、これはあなたも御承知のように何回となくこの財政制度は変わっております。そうして、慎重にやりなさいという中教審の答申もあるのだし、大学においては大学の意見もあるのだから、相当期間をかけて練りに練つて、そうして今度はどうしても特別会計にしないと大学の急増対策もできない、待遇改善も、研究費の問題も解決しない、そういうことになつたら、初めて大蔵省にひざ詰め談判して要求したらい。大蔵省から天下り的にきてのまされたんじやないか、それが今日の文部省だ。八木さん、あなたに言つておられるのじゃない。私は今日の文部省に言つておる。今日の文部省は教育に対する何らの確信もない。大蔵省から十二月十九日に押つけられこのまされて、そして私どもは大学の自治を守りますだの、教育財政についてはこれでなければいけませんという、いかげんな答弁はやめ

でもらいたい。国会を愚弄するものはなはだしですよ。(原田委員)「自民党でおれが言つたのと同じことを言つてゐる」と呼ぶ)全く、自民党的原田君が文教部会でそういう発言をしたそなうだが、そういう発言をしながらこういうものを与党が協力して出すということは原田君のためにきわめて残念に思う。

そこで、これは須藤さんにお尋ねいたします。率直にひとつ御答弁願いたい。あなたのほうは財政規模がふくらんで困る。千何百億のこの国立学校を一般会計から落とさなければ、景気調整で財政規模がふくらむでないかといふので、それぞれ経済評論家あるいは新聞その他がたたいてきておるから、それを落とそうじゃないか、それでやつたのだ。そうして十二月十九日に文部省に押しつけたのです。だからならば、東大にも京大にも、日本の七十二の国立大学、二十八の短期大学、そういう学校、教授会、その他教育界の識者の意見を聞いて、慎重にやつて出されたものならば、私どももこれに對してはよほど考えなければならぬと思ひますけれども、そもそも出された出され方が十二月の十九日です。財政規模があくらんだら困るから千何百億円とせということで出されたものを、文部省がのみ込んで、そうして私どもはこのことについては賛成でございましたといふような不見識なことを言つてゐるのが今日の文部省です。私どもは、そういうことでは絶対に承服できないのです。

なお言いたいことは山ほどありますけれども、相当時間も経過して、他の

○綱領政府委員 野原委員は天下りだ
とおっしゃいますが、天下りではござ
いません。十分に文部省のほうに検討
をしてくれということと、資料等も文
部省から出していただきたわけでござ
います。

それからまた、財政規模のふくらむ
のを抑えるのだという御意見でござい
ますが、大藏省としてはさような考え
ではなく、ひたすら何としても国立大
学のいわゆる財産等を今後さらに確保
するというような意味合いで、文部省
の、少なくとも国立大学のために有利
な点を考えるというのが目的でござ
いまして、それ以外に金然他意はござ
いません。

○八木政府委員 先ほどお話のあつた
ように、文部省は大蔵省に対して無抵
抗ではないかというような話でござい
ますが、前段でお話し申し上げました
ように、文部省の内部においても、ま
た文部省の外の国立大学のメンバーの
中からも、特別会計制度にひとつ移し
かえてもらいたいという要望はござい
ました。もちろんその考え方の中に
は、特別会計のこの内容について、い
ろいろ意見がまだ完全にかたまつたと
いうこではございません。そこでわれ
われも急増対策を前にして、予算の伸
長をつかないのではないか、飛躍的に
この予算をふやしてもらうためには、
ひ率何ぼといったような形の中で、こ
の大学急増対策に見合うにはなかなか
追つかないのではないか、飛躍的に
この予算をふやしてもらうためには、
どのような線するのがよろしいかと
いった点は検討しておりました。雑談
の中でお話がございましたように、文

教部会で有力メンバーである原田さんのように、この際特会別計に踏み切つたらしいじゃないかという御意見もあつたことは確かでございます。しかし今回の予算折衝の段階において、私は、正式に話を受けたのは十二月初旬と申し上げましたが、話としては会計課長等事務当局同士の話し合いの過程の中でも、そういうような話は断片的に出ておったのでござりますけれども、大蔵省のほうの腹もほんとうにわからないし、私のほうのほんとうの態度もまだ確定をしないままに十二月を迎えて、そうして十二月の時点になつて大蔵省のほうから、それではこういうやり方でやろうということで、それから後に私のほうもそれを受けて、何も向こうの言いなりになつたといふことではないのであって、その考え方方はたしてわれわれの考え方とどれだけの違いがあるか、どれだけの利点があるか、慎重に審議をすると同時に、また一方受ける側の国大協会側の意見も聞かなければならぬわけでございますので、先方のほうの意見も徴して、先ほど申しましたようにベターであるといふ結論の上に今回これに賛成をいた、こういう経緯でございます。決して言いなりになつたということではなくでございます。

私は、実はあなた方が、大蔵省の考えというものは、これは予算の規模がふくれておるから、そこでこのふくれておるようなことじや困るからというので十九日に案を出し、文部省はそれをうのみにしたのだ、それを認めるなら私は質問を下がろうと思つたのですが、それに対して、いや、そうじゃないのだというなら、私はこれからどうあるかないか質問いたしましよう。先ほどは本質的理由について聞いた、積極的な理由について聞いた、そうしたら、いろいろ御答弁があつたけれども、その答弁も何ら中身はなっていない。

そこで次にお伺いしたいのは、これから急増対策をよくやります、それから待遇改善もやるのだ。学校は特別会計にしたらよくなるのだということになれば、問題は金の問題です。そうなると、特別会計といつても、これは入ってくる金は、たとえば授業料があるとか、雑収入があるとか、それはあるでしょう。ありましょうけれども、こういうものでは国立学校がまかなえないことは、これは皆さんがよく御承知のとおり、どうしても一般会計の繰り入れといふことが問題になってくる。一般会計の繰り入れ率といふことは、急増対策といふことになれば、ことは去年より、来年はことしより、これは私は繰り入れ率は増加されなければならぬと思いますが、その辺はいかがですか。文部省はどう受け取つておりますか。この特別会計に対する一般的会計の繰り入れ率、これは灘尾さん

うだが、どうなんですか。一般会計の繰り入れ率というものは当然増加すべきものだと私は思うが、いかがですか。
○八木政府委員 いまお話のありましたうちで、給与費の関係はこれは別途ないことでございます。御承知のとおり、人事院勧告に従つてやっていくことである。もちろんわれわれのはうから、いわゆる大学教官の給与についてはより積極的にひとつ充実してほしいという要求は人事院にいたしておりますが、あくまでも人事院の勧告に従つて措置するわけでございますから、問題はございません。学生経費あるいは教官研究費等は、本年度においても前年と比べると相当上回つております。これから後に大学教育をより充実発展させていくためには、一方には環境の整備をやっていかなければならぬ。そのためには施設、設備の充実強化をはかっていく。特に急増対策を前にしてその必要性が増加していると想うのであります。しかし、同時に、教員の質の確保あるいは量の確保、並びに先ほど言つた経常経費の増額というものは当然なされなければなりませんから、その意味で、本年が千百四十五億相当額の一般会計からの繰り入れでございますが、これはさらにさらにふえていくことは間違ひがございません。また、そういう約束は、この特別会計をするにあたりましても、大蔵省と文部省が一番協議し、詰めているところです。それは当然ですね。学生の数が角だいておるところでございますし、その点は心配ないつもりでおります。

はどうなのかと言うのです。
○八木政府委員 前にも大蔵省でお答
えいたしたと思いますが、本年度は初
年度でございますから、たとえば財投
からの繰り入れも二億円程度、あるいは
またこの財産処分につきまして、
まだ初年度のことですざいますから、
確たる見通しが立つおりませんから
ら、わざかでございます。しかし、こ
れを推進する過程において、年度にお
いては財産処分がかなりふえるとい
う場合があり得るのではないか。その意
味でペーセンテージを本年度の八二%
が絶対に下がらぬのだという言い方け
困難だと思いますが、それはひとつ當
識的に見るべきではないか。われわれ
は、大学教育、国立学校というものの運
営にあたりましては、何としてもそ
の主体をなすものは一般会計からの投
入であることは間違ひがない。事業会
計ではないでござりますから、絶対
そうであるわけであります。その意味
において、いわゆる予算の絶対額、一
般会計の繰り入れの絶対額がふえる
とは言うまでもないことでござります
が、またそのペーセンテージの基調はな
い。ただ、しかし、八二%が永久不變
のものであるかどうか。あるいは八〇%
は八〇%のときもあるかもわからぬ
い。しかし、常識的に考えて、一般会
計からの繰り入れが圧縮されて、そ
てそれがその他のものの負担によつ
て行なわれていくといったようなことさ
けはさせたくない。そういうことは皆
に大蔵省に詰めておるところでござ
まして、大蔵省も基本的に了解いたし
ておるところでございます。

○野原覺(委員) 本質的に積極的に特別会計にしたら學校の教育はよくならぬのだというならば、繰り入れ率が低下するということはあり得ない。とこなが、あなたの答弁を聞いておると、低下することもあり得る。こうなれば、特別会計にしたって意味ないじやないですか。繰り入れ率が前年度よりも低下するということになれば、前年度よりもそれだけ教育がよくならぬといふことになる。だから、会計規模は増大するのは当然です、學校がふえていく生徒があふえていくのだから。しかし繰り入れ率は低下させないと、あるときは答えたのだが、大蔵省からの注意、べきではないと思うのですけれども、灘尾文部大臣は、ト部君の質問に、やはり入れ率は低下させないと、あるべきではないと答弁されました。いやはや、繰り入れ率のことは問題ではございません、それは会計規模圧縮いたしませんとというように答弁変更されたように私は聞いておる。かしこれは問題ですよ。この点はいかがですか。もう一度お尋ねいたしたい。
○八木政府委員 先ほど申し上げましたように、この会計制度の特徴の中、いわゆる財産処分というものがあるわけであります。たとえばいま学園都市という問題が政治の形として出ておわけでございますけれども、かりに東京にあります国立大学の相当部分が、常に富士の山麓なりあるいは筑波山麓なりに移るといったします。その場合は東京にある国立大学特別会計が持てる國立大學の施設を処分して移すということがあるわけであります。そういう場合には一時的にはその年ペーセンテージ自体は狂うことがあるかもしれません、本質的にペーセン

テージを下げるようなことはいたしません。そういうような異なるときの特異な年、そういうものがここ五年の間、十年の間にあり得る可能性があるわけでございますから、その意味でペーセンテージが少々狂つてございます。

と、簡単に要約して言えば、大学の合理化といいますか、たとえば大学付属病院の病院収入であるとか授業料であるとか、あるいは農科大学であれば演習林の収益であるとか、そういった大学独自の持つておる財産、そういうものの大学の経費にぶち込んで、ぶち込むことによって一般会計の繰り入れ率が低下することもあり得るのだ、こういうことになると、つまり表現はおかしいですけれども、大学の合理化によって、大学の犠牲によって国のまかない予算を減らしていく、こうという考え方なのです。特別会計にしたあなたの方のねらいの一端がそこから出てきておるわけですね。私はやはりここは問題だと思ふのです。一般会計を特別会計にするのも、もう少しこれからの特別会計の運営について慎重に各方面の意見を聞いてやるべきなのだ。十二月二十日ごろから一月二十日まで、一ヶ月しかありません。その間にはもう大学は冬休み、正月休みで、しかも、たとえば東大としても京都大学にても教授会で議論は一回しかできなかつた。こういうことにやるのだ、そして大学の意見を出しなさいと、文部省の大学学術局か会計課か知りませんが、とにかく

文部省から大学にその通達がいった。出さなければならぬというので、一応出すには出したものの、ほんとうに身の入った大学側の意見はあなたのはうに反映していないのですよ。だから、なるほどあなたは大蔵省の考えに全面的に賛成をした、これはいいことだ、こうおっしゃるかもしれませんけれども、それならそれで、いいならいいで、私はもっと時間をかけてやつてもよかつたのじやないかという気がする。そういうことをいろいろ勘案していきますと、これは私がいつぞやの大蔵委員会でも申し上げましたように、財政規模の問題です。財政規模の問題で、予算編成でぶち当たつたのです、大蔵省の主計局が。そうして、あまりにも財政規模が大き過ぎるから、千何百億円の特別会計を設置すればいいじゃないか、昭和二十二年まではやつておったじゃないかということと、ただそれだけの理由でこれは持ってきたことは明らかであります。何と言つてもこれは明らかですよ。それはどう答弁されても、大学の意見は聞いてない、中教審は慎重にやれといつておるのに、全くこれは慎重とは言えませんよ。何といっても、予算是すでに十二月十九日には国会が始まっている、第四十六通常国会が。そのときあなたのほうが聞いて、四十六通常国会にどうなわて提案するとは何事ですか。あなた方はよいと思つても、これはやはり学校の財政制度、またこれが十年かたてば一般会計に返っていくというような、そういうだらしのない、自信のない特別会計の打ち出し方といふことに、私は大きな反発を覚えておるのであります。これは答弁は要りません。これ

は全く大蔵省から押しつけられた、無定見、それから確信のない、ほんとうに文部省としてはのみ込まされたものをいやいやながら出しておる、何といつてもそうなんです。そうでないと言ふならば、それがくやしかつたら、一年間検討して来年出しなさい。だから私はこんなものはよろしく出し直してもらわなければならぬ。そのことだけ申し上げておきます。終わります。

○山中委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は簡単に二つばかりお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど来すでに論じ尽くされておりますので、重複を避けてお尋ねをいたしたいと思いますが、第一は、国立学校に関する特別会計ができるのでありますから、やはり教育の理想と申しますか、あるいは大学の自由とか研究の伸張とかいう問題についてのビジョンとなりあるいは熱意なりというものがこの法案の根本になければならぬと思思います。この特別会計が取り上げられます。この特別会計が取り上げられました経過についてはただいまいろいろ御論議がございました。確かにこれは順序が逆であります。文部省自身が国立学校の内容的な伸張や充実についた経過についてはまだいまもいろいろと御論議がございました。確かにこれら特別会計を考えようということになると、解できるのでありますけれども、どうも震源地は大蔵省のほうにあり、あとからつじつまを合わせたというようなことになってるのでございまます。かりに大蔵省のほうから考えが出来たとしたましても、いやしくも文部省がこういう重大な問題を取り上げようというときには、やはりあくまでも教育に関する基本的な理念と申しますか、理想と申しますか、そういう

ものが筋を通して根本に流れていなければならぬと思います。先ほど政務次官の御説明の中では、事業会計法ではないのだというお話をありましたけれども、この特別会計法の中に一体そういう教育に対する理想や熱意というものがあるふうに貰かれて流れてしまつておるのか、その根本のお考えを伺いたい。

さらに、時間もありませんので、一緒に申し上げますけれども、そのお者さんがこの法案のどこに、ことばの端でもよろしい、流れておるかということあります。私、法案を見ましても、ただ国立学校を充実するということばが一つあるだけでありまして、ほかの個条にもほとんどそういう教育の理想や理念の輝きはありません。これは根本にないのですから、あるいはあるけれども出ていないのであるか、その辺を伺いたいのです。充実といふことはどちらにも受け取れることがでありますけれども、もちろん第一条を読んでみればわかりますように、これは施設の充実というような意味でありまして、本格的な、内容的な意味の充実ではありません。そういう基本的な問題についてまず伺いたいと思います。

○八木政府委員 特別会計を設定するにあたって、文部省はどういうビジョンのもとに、理想のもとにこれに賛成をしたかということをございますが、簡単に申し上げますならば、このことによって大学教育がより充実し、発展をし、よくなるということをございます。問題は、それでは今回特別会計にすることによってどういうふうな大学教育の伸びがあつたかということにな

ると思うのでございますが、もちろん施設、設備の面において飛躍する、これはもうこの大学の五ヵ年計画と、いうものを推進する過程においては、当然触れなければならぬことでござりますので、当然といえば当然かもしませんが、特に大学教育を充実していくためには、先ほども申しましたように、施設設備の環境の整備をするということが一点でありますけれども、一方また学生経費をふやすあるいは教官研究費をふやすといったような人的な経常費の支出増に負うところが大でなければなりません。今回の予算の面におきましては、学生経費においては前年度対比で二〇%の予算単価の伸びをいたしております。それからまた教官研究費におきましては一五%の伸びをいたしております。今までの伸び率と比べますならば、この二〇%、一五%の伸び率は近年にないことのございます。われわれはその意味において、この特別会計を実施することによって相当なわれわれの理想に——もちろんまだ届きませんが、理想に近づく体制ができた、このことは一つのわれわれの喜びであるというふうに考えておるわけであります。

いのただとうよな御説明がございまして、したけれども、事業会計ではないのだということはどういうことを意味しようという意味でありますか、それもあわせて承りたいと思います。

○八木政府委員 大学制度全般の問題につきましてはすでに一昨年来から課題になつております。たとえば大学の管理制度等中教審に諮問しております問題を具現しなければならぬ時期が来ております。前にも私申し上げましたように、大学制度全体はともにかくにも負担増ということだけではなくて、本質的に検討しなければならぬ時期がきておりますことは間違ひがありません。その必要性に従つて中教審の答申を願つたわけですがござりますので、大臣とも寄り寄りお話し申し上げておりますが、この国会においてそれらの法案整備についての余裕がございませんので、可及的すみやかにこれら大学制度全体のおっしゃるようなビジョンともいふべきこれから体制については御相談を申し上げ、また皆さんに御協議、御議論を願うという場が近く出てくることだと思います。

それからいま言つた事業会計ではないということはどういうことかと申しますと、端的に申しますならば、独立採算制ではないということでござります。先ほどもお話し申しましたように、全体予算の八二%に相当するものが一般会計から入ってくる、そういうようなものでなければ大学教育ができないわけでございますから、その意味で事業会計ではない、区分会計であるというふうに申し上げたわけであります。

○竹本委員 中教審の問題が出ましたから、それに関連してお伺いしますが、本質的な検討はこの審議会において十分あれしなければならぬというお話をございますが、その中教審の答申には、先ほどお話をございましたように、この特別会計の設置についてはなお慎重に検討を要するという答申になつておるようあります。それを押しきつてと申しますかあるいはそれを軽視しながらこういう形になつてきたわけであります、しかしこれからの問題といったしまして、各大学は非常に不安を持ち、あるいは不満を持っておられるようござりますけれども、これらの大学当局との間にあらためて協議、相談をされる機会を持つお考えがあるかどうかをひとつ伺いたいと思います。

○八木政府委員 運営一般につきましては十分にひとつ御相談申し上げて、万全を期してまいりたいと思っております。

○竹本委員 特別会計の問題につきましては、先ほど来お話をございましたし、われわれも特別会計が無原則にふえていくということには反対であります。ですが、これは論議を繰り返すことになりますし、見解の相違でもあるようござりますから、深く追及をいたしません。

そこで結論的にお伺いをいたしたいのは、財政法の第十三条で特別会計をつくる場合が三つあるということになつておりますが、その三つの場合のどれにこれは当たるかということをお尋ねいたします。

○中尾政府委員 第三の場合に相当するものでございます。

○竹本委員 それは特定の歳入を

もつて特定の支出をやるということだと思いますが、その場合に先ほど来千百四十五億円の一般会計からの繰り入れという問題が論ぜられております。そしてそれに対する御熱意のほどは若干理解できましたけれども、せっかく特別会計をつくって、しかも内容的に見れば、特別会計というけれども、先ほど御論議がありましたように、一般会計の中でも大蔵省に対して文部省ががんばれば十分に問題は解決すると思うのでござりますけれども、しかもなお特別会計をわざわざつくるのだ、こういうお考えで無理やりにやられようというならば、それだけのまた御熱意が条文の上もあらわれて、この特別会計においては一般会計からの繰り入れについてはこれだけの原則でいくとか、この範囲のものまでは獲得ができるような保障を得ておく、たとえば中小企業基本法の中にさえも、非常に抽象的ではござりますけれども、企業のためにこれだけの資金は考えなければならぬというようなことくらいはうたっております。今度の国立学校等の場合については、その程度の配慮もなされていないようでござりますけれども、その理由を伺いたいと思います。

ざいますから、学校には学校特有の収入もございますわけですが、主としてその経費をまかないますものは国の負担であることは、もともと学校という制度があることから当然のこととでございます。したがいまして、その規定の裏といたしましてこの特別会計ができるおりますので、学校そのものについての本質に関する規定は会計法上の関係上特にうたっておりませんが、たとえば歳入の規定等におきまして、一般会計からの繰り入れというものが一番大事なものであるというものが、最初にこれを載せてあるわけであります。

いますが、それならば、あつさり付属病院だけについて特別会計でも考えるというようなことを検討されたかどうか、伺いたいと思います。

○中尾政府委員 率直に申しましてこの特別会計の検討は実は旧特別会計廃止以来問題になつておりましたし、国立病院の特別会計ができた際等にそういう検討はもちろんいたしました。いたしましたが、特別会計といたしますて、大学の病院は国立病院と違うのであるから、これはあくまで試験研究施設かつ教育施設でございます。普通の治療をいたしますが、これを第一義といたしますものではございません。それから内部の組織、経理の実情、定員の配置事情その他、これを病院として明確に区別して管理することは実態にも即しませんし、そういう取り扱い方はかえって弊害があると存じまして、そういう考え方の方は過去において検討したこととはございますが、その後放棄いたしまして、これは適当でないという結論を得ております。したがつて、その系統の考え方は今回の学校特別会計においては全然継承をいたしておりません。

○竹本委員 これで終わります。

○山中委員長 武藤山治君。

○武藤委員 いよいよ本日採決をするというので、自動車検査登録特別会計法案について、少しく内容をお尋ねしておきたいと存じます。

三十八年度の自動車検査手数料の歳入と歳出は一体幾らになつておりますか。三十八年度の印紙收入がどれくらいあって、さらに、今度特別会計に新たに編成がえしたものに対応する三十八年度の印紙收入と、それの歳出、こ

任して三十九年になつて学校の特別会計をつくる、あるいは自動車検査の特別会計をつくる、これは合理性があるのだ。合理性があるのだつたら、初めからわからぬような大臣の脳みそでは困ると思う。いまになつてやつたといふことは、できるだけ予算規模を縮小しようという意図から行なわれたことは明らかですよ。私はそういう点を強く指揮して、大臣とこれ以上議論いたしましても平行線ですから質問はやめたいと思いますが、これからそうみだりに特別会計をふやさないということを強く私は要求をして質問を終わりたいと思います。

○山中委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

ながんずく国立学校の特別会計法案につきましては、これは IMF への移行、さらには開放体制への移行に備えたところの、いわゆる池田内閣がその基礎産業の拡充のために、そこにあらわれてくるいわゆる增收対象というものと、たところの、いわゆる池田内閣がその基礎産業の拡充のために、そこにあらわれてくるいわゆる增收対象というものの限界に逢着をした観点に立つて、ただこれが教育という面から、さらにまた学問の充実という面からこの特別会計法案が提案されたのではなくて、その意図するところは、会計法案 자체が、それによつて生ずるところの国民の目を糊塗しようとするところは申すまでもないところであります。少なくとも、今日のこの会計法案に見られますが、それによって生ずるところの国民党の答申にいたしましても、さらによつて、そのことを物語りますよう、中教審の答申にいたしましても、さらにまた大学側の意見聴取にいたしましたが決して真の意味の学問の探究、さらかになりましたように、その点が忽视されておるといふこの現実に立脚いたしますとして、私はこの特別会計法案が決して教育の充実のためにあるものではないということを指摘せざるを得ないのであります。

まず、国立学校特別会計法案について申し上げますと、この法案は国立学校の施設等の充実に資するとともに、その経理を明確にするために特別会計を設置し、一般会計と分離して経理しようとするものであります。

この会計を設置する場合の利点をあげますれば、第一に、この会計の決算金に上剩余金が出た場合全額積み立て金とし、その積み立て金は施設整備の費用に充てることができ、また不用となつた財産を処分して、施設整備に充てることができる点であります。

第二に、國庫債務負担行為を行なうことができる点で、三十九年度予算においても三十五億円の債務負担行為を計上し、病院施設の充実に充てておるのであります。

第三は、病院施設充実のため借り入れ金ができる点で、三十九年度は十億円を資金運用部から借り入れを予定しております。

第四は、歳入歳出予算の彈力項目が設けられていることで、付属病院等収入がその予算以上に増加したときは、その増加額に相当する金額を事業量の増加のため必要とする経費の支出に充てができるのであります。

さらに、研究費、学校運営費等について、弾力的運営ができる点であります。その他、予算の使用について、収入金があれば、四半期別使用のワクを越えて使用することができる等、この会計設置の利点は少なくなく、国立学校の充実のためきわめて適切妥当な措置であると存ずるのであります。

なお、本特別会計法案審議の過程において、特別会計設置の真意は、一般会計の歳出ワクを減らし、財政膨脹を

ごまかす」とき見意も出ております。本会計の歳入総額は千三百九十四億五千九百万円で、そのうち一般会計から繰り入れは千百四十五億一千四百万円で、その差額は二百四十九億円であります。一般会計繰り入れ分は一般会計の歳出に計上されており、本会計が今後も歳入の八〇%程度は一般会計から繰り入れでまかなわれることは明らかであります。差額の二百四十九億円は一般会計歳出の一%にも足らない程度のもので、したがって本特別会計の新設が一般会計の膨脹、予算規模の膨脹を避けるというごときは全く当たらない見方であります。したがって、木特別会計設置は、さきに述べたとおり各種の利点を持つ妥当な方法であると思うのであります。

次に、自動車検査登録特別会計法案について申し上げますと、この法案は、自動車数の激増に伴い増加する自動車検査登録事務について、年々の伸びに応じた処理態勢を確立して、検査、登録待ちの解消等利用者に対するサービスの向上をはかるため、特別会計と設置して、これを一般会計を區別して経理しようとするものであります。

この会計設置の利点は、第一に、この会計において剩余金を生じたときは、これを同会計の翌年度の歳入に繰り入れることができます。

第二に、支払い上現金に不足があるときは、一時借り入れ金をし、または國庫余裕金の繰りかえ使用ができる点であります。

第三に、この会計の当該年度末までに支出済みとならなかつた歳出予算を翌年度に繰り越し使用ができる点であります。

その他、この会計設置によって予算の弾力的運用ができる等幾多の利点があるのです。

以上申し上げた種々の理由により、われわれは両法案に対し賛成であることを表明して、私の討論を終わります。（拍手）

○山中委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 私は民主党会党を代表いたしまして、両案に反対の討論を行なわんとするものであります。

まず国立学校特別会計法について申し上げます。

もちろんわれわれは国立学校の整備、大学院学部の増加、国立高専の新設等に反対するものではありません。

第一の反対は、特別会計の無原則なる増設についてであります。われわれは基本的立場といたしまして、財政の民主化、予算制度の単純明確化の見地から、特別会計のふえること自体に原則として反対であります。これに反対することのほうが、むしろ時代の新しい流れだと信じております。しかるに、今回の国立学校特別会計につきましては、これを設ける積極的理由がどうしても見当たらないのであります。

もちろんそこには教育の理想、大学の自治がこれによつて大きく前進を持つことを期待されるような事情もあります。しかし、ただ従来どおりの考え方で、従来どおり予算の大半を一般会計から受け入れるにとどまつております。しかも昨年の中央教育審議会では、先ほどお話しになりましたように、大学教育の改善について答申を行ないました際にも、大学の財政については特別会計の設置はなお慎重に検討する必要があると答申をしたほどであります。した

がいまして、この特別会計はおそらく予算編成のテクニックとして、端的に申し上げますならば、先ほど来論議の行なわれましたように、国際収支の赤字と消費者物価の値上がりの中で、膨大なる三兆円の放漫予算に対する国民大衆のきびしい批判を巧みに避けるために、国立学校助成費三百三億円を一般会計の中から削って、これを外ワクに出したというのが真相ではないでしょうか。われわれは、かかる小細工によって無原則に、安易に、特別会計がふえること自体に反対であります。

第二は、本法案は、文部大臣の管理権を強化することになつておりますけれども、それも、しかも施設中心、物を中心の考え方が強いことあります。法案を検討いたしてみましても、第二条、第四条の規定にも明らかなるとく、單に文部大臣の会計管理を強化せんとするものでありまして、逆に一般会計が国立学校のために何をなすべきであるか、何をなさうとしておるのかは、何も規定いたしておりません。付属病院に関する措置と、大事な大学教育の問題とを混同してはならないものであります。

また、文部大臣の権限強化の形で、特別会計が設置せられるることは、戦前から文部省に伝統的に流れつてあります教育大権的な思想、教育統師権の独立といつたような思想にもつながるものであります。この点はむしろきびしく監視監督しなければならないと考えるのであります。

第三に、本会計が、国立学校の充実に資するとともに、その経理を明確にするということのために設置せられることになりますけれども、これ

がやがては、大学病院の営利事業化や、あるいは授業料の値上げにもつながる危険性があり、可能性があること、ま

た、こうした考え方では、現在問題に

なっております各大学の格差の解消と

いうことも何ら期待できないのであり

ます。

こうした理由によりまして、国立学校特別会計法に反対するものであります。

次に、自動車検査登録特別会計法案に反対の理由を申し上げます。

その第一は、特別会計の無原則なる増設でございますが、その理由は、先ほど申し上げました。

第二は、政府はこの特別会計の設置を機会に、検査手数料を三割ないし五割程度引き上げ、そのかわりに、ここ数年間はこれでいこうというのでありますけれども、この検査手数料の引き上げ自体が、今日のように物価抑制を強く要請せられております日本経済のこの時点におきまして、はなはだ当を得ないものであると考えるのであります。

第三に、検査手数料収入をもつて施設整備費の財源を調達しようというがごときは、手数料が通常サービスの対価であり、人件費、事務費等の実費弁償と見るべきものでありますから、この実費弁償を越えた手数料を徴収することは、不当に問題をこんがらかせるものであります。賛成することができません。

以上の理由によりまして、われわれはこの改正案にも反対であります。

以上、私の討論を終わります。(拍手)

○山中委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。

両案を原案のとおり可決するに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山中委員長 起立多數。よって、両案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○山中委員長 起立多數。よって、両案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

○山中委員長 おはかりいたします。木案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山中委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山中委員長 次会は、來たる三十一日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は午後六時四十五分散会

大蔵委員会議録第十五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二	二	元	どうような	どのような
五	一	元	ど先ほど	ば先ほど
五	一	末	年頭書簡	年頭所感
三	五	三	税理士は	税理士は
九	二	元	吸して、	吸して、